



**TOMONY**  
HOLDINGS

# DISCLOSURE 2022.9

中間期 ディスクロージャー誌 2022.9



徳島大正銀行



香川銀行

# CONTENTS

サステナビリティ／SDGs・ESGへの取組み／気候変動への対応	1
中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み	2
資本金及び株式の総数等／大株主の状況	5

## 資料編

### トモニホールディングス

連結決算の状況	6
中間連結財務諸表	12
時価等情報（連結）	27
デリバティブ取引関係（連結）	29
自己資本の充実の状況（連結）	30

### 徳島大正銀行

連結決算の状況	38
中間連結財務諸表	41
単体決算の状況	53
中間財務諸表	54
財務諸表に係る確認書	60
損益の状況	61
諸比率	64
預金	65
貸出金	66
証券	70
時価等情報	71
デリバティブ取引関係	73
自己資本の充実の状況（連結）	74
自己資本の充実の状況（単体）	83

### 香川銀行

連結決算の状況	92
中間連結財務諸表	97
単体決算の状況	109
中間財務諸表	110
財務諸表に係る確認書	116
損益の状況	117
諸比率	120
預金	121
貸出金	122
証券	125
時価等情報	126
デリバティブ取引関係	127
自己資本の充実の状況（連結）	128
自己資本の充実の状況（単体）	137

# サステナビリティ

## サステナビリティについての取組み

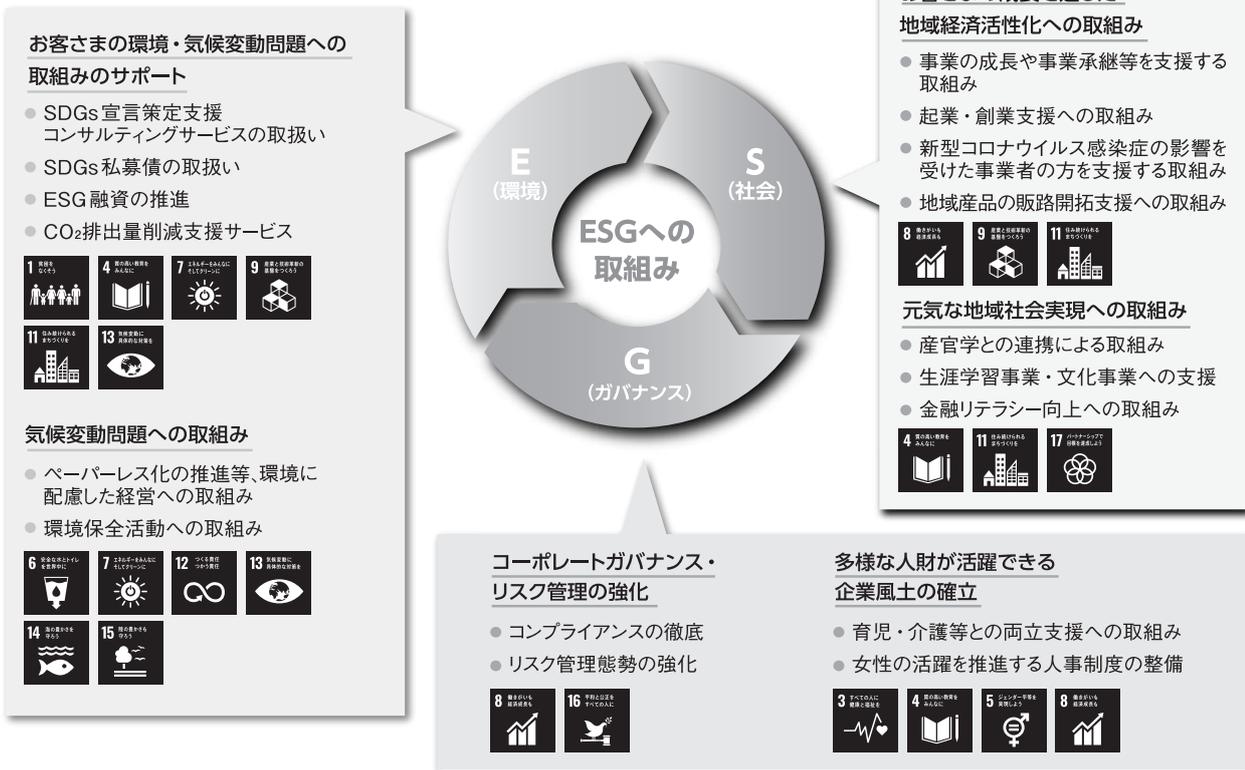
当社グループは、サステナビリティを巡る取組みについての基本方針を「トモニホールディングスグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「当社グループは、環境・社会問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上の観点から、地域金融グループとしての役割・特性を活かして積極的・能動的に取り組む」と定め、この基本方針に基づき、サステナビリティについての取組みを行っています。

## SDGs・ESGへの取組み

### SDGsへの取組方針

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けた社会的責任を果たすべく、地域金融グループとしての本業活動を通じて、SDGsの達成に貢献していきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 気候変動への対応

### TCFD提言への賛同

当社は、環境・気候変動への対応を重要課題と捉え、令和4年5月に気候関連財務情報タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明しました。



# 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み

## 中小企業の経営支援に関する取組方針

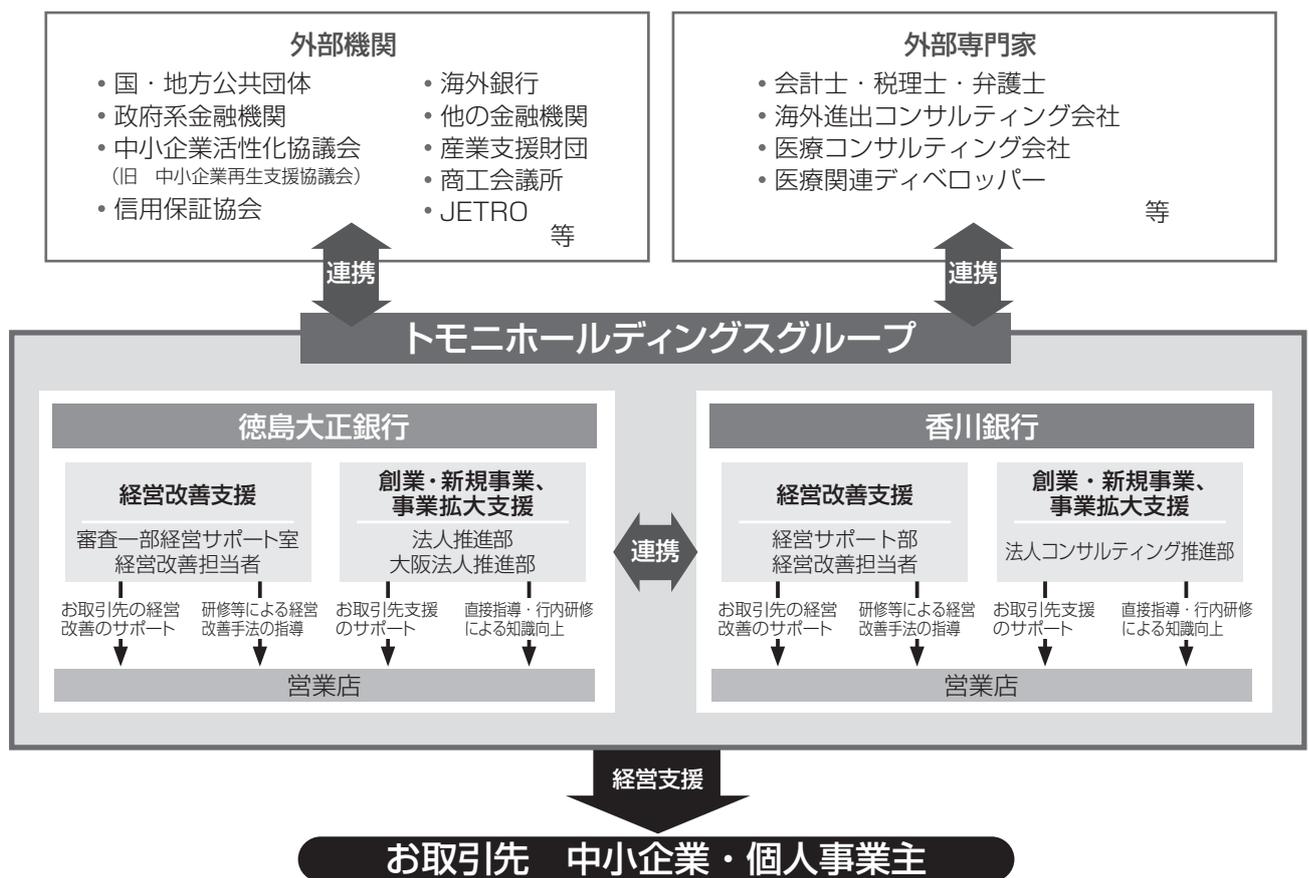
当社グループは、グループ経営ビジョンの一つに「お客さまとともに成長（地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに成長し続けます。）」を掲げており、地域のお客さまへの円滑な金融仲介機能の発揮に取り組んでいます。

銀行子会社である徳島大正銀行及び香川銀行においては、「金融円滑化・地域密着型金融への取組み」を主要施策の一つと位置付け、お客さまへの資金供給、債務の弁済に係る負担の軽減及び経営に関する支援等について、全行を挙げて積極的に取り組み、地域経済の健全な発展に貢献していきます。

## 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・個人事業主のお取引先に対して、徳島大正銀行及び香川銀行の本部専門部署と営業店が一体となって、新規開業、事業拡大等ご融資に関する相談、経営改善計画書策定支援等の経営相談に積極的に取り組んでいます。

また、外部機関や外部専門家等とも連携を図り、お客さまの経営全般の課題解決に向けたコンサルティング機能の発揮に向け、積極的に取り組んでいます。



### 【中小企業経営力強化支援法に基づく認定の取得】

徳島大正銀行及び香川銀行では、コンサルティング機能の発揮に向け、平成24年11月、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業経営力強化支援法）」第17条第1項の規定に基づく「経営革新等支援機関」（認定支援機関）としての認定を受けています。

## ■ 「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（地域とトモニファンド）」の設立

「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合（略称：地域とトモニファンド）」をフューチャーベンチャーキャピタル(株)と共同で設立しています。「地域とトモニファンド」は、徳島大正銀行及び香川銀行の営業エリアに本社又は拠点を持つ、『創業期の企業・第二創業に取り組む企業』『事業承継を必要とする企業』『その他地域経済の活性化に資する企業』を投資対象としており、本ファンドの活用により、地域金融グループとして地域経済の活性化に貢献しています。

## ■ 人材紹介業務への参入

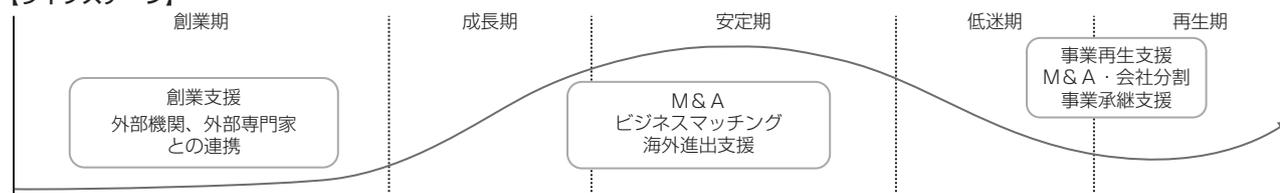
少子高齢化の進展に加え、地方においては大都市圏への人口流出や事業承継問題の影響等により、人材の確保（特に、経営幹部人材、管理職人材、後継者等）を経営上の優先課題と位置付けている企業が増えています。こうした経営課題解決のサポートを行うため、当社グループは、人材紹介業務に参入し、お取引先の持続的な成長を支援することで、地域経済の活性化に貢献しています。

## 中小企業の経営支援に関する取組状況

### 【 ライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮 】

当社グループは、お取引先の各ステージ（創業期、成長期、安定期、低迷期、再生期）におけるニーズや経営課題を解決し、中長期的な成長を支援するコンサルティング機能の発揮を積極的に行っています。

#### 【ライフステージ】



### 【 創業・新規事業開拓の支援 】

創業及び第二創業を支援するため、事業化に向けて事業計画書の策定支援、補助金や助成金の申請支援、外部機関との連携による専門家の紹介、各種セミナーの開催等を行っています。

また、高齢化社会の進展に伴う医療・介護分野へのニーズに対応するため、医療・介護分野の新規開業・事業拡大に特化した資金調達を支援する商品の取扱いをはじめ、コンサルティング業者や医療機器メーカー、不動産業者等と連携した開業支援を行っています。

### 【 成長段階における支援 】

お客さまのビジネスチャンスを創出するため、当社グループの広域店舗網を活かしたビジネスマッチングをはじめ、各種商談会の開催、アンテナショップやネットショップの開設等を行っています。また、事業のライフステージや業種に特化したセミナー開催による情報提供等、お客さまの事業をサポートしています。

### 【 経営改善・事業再生・業種転換等への支援 】

営業店と本部専門部署が一体となった経営改善・事業再生の支援体制の充実を図るとともに、外部機関との連携により専門性の高いサポートも提供しています。また、お客さまとの対話を通じて、事業内容、強み・弱み、経営課題を的確に把握・分析する「事業性評価」により、M&Aや事業承継、業種転換等、最適なソリューションの提案に努めるとともに、事業の将来性や継続性を重視した融資等に積極的に取り組んでいます。

# 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み

## ■ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けられたお客さまからの資金繰りやご融資に関するご相談、個人のお客さまのローンご利用・ご返済に関するご相談等に迅速にお応えするため、様々な対応を行っています。また、アフターコロナにおける業態・業種転換や新事業への進出、販路拡大等の本業支援に取り組んでいます。

- 各種相談窓口の設置  
全営業店において相談窓口を設置しています。
- 新型コロナウイルス緊急特別融資  
事業活動に影響を受けられたお客さまの運転資金・設備資金等の資金ニーズにお応えします。
- 手数料の減免  
元金返済の据置、借入期間の延長等を希望される法人、個人事業主及び個人のお客さまを対象に、融資条件変更手数料を免除しています。
- 日本政策投資銀行との業務協力協定の締結  
災害による被害（災害に起因する生産停止や風評被害の間接被害を含む）を受けているお客さまを対象に、円滑な金融機能やコンサルティング機能で支援します。
- お取引先の本業支援への取組み  
ビジネスマッチングや各種商談会の開催等により、お客さまの本業を支援しています。
- 事業再生・事業承継によるM&A等への対応  
営業店と本部の連携を強化し、経営課題等を解決し、中長期的な成長を支援するコンサルティング機能でお客さまをサポートしています。
- 各種補助金の申請支援  
月次支援金、中小企業等事業再構築促進補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金等の申請を支援しています。

## 地域活性化に関する取組状況

### ■ 地方公共団体等との連携協定の締結

地方創生に対する取組強化の一環として、地方公共団体や外部機関との連携協力協定書等を締結するなど、官民一体となって地域経済の活性化を支援しています。

### ■ 持続可能な地域経済の発展に係る連携・協力に関する協定書の締結

当社グループは、徳島大学、香川大学、阿南工業高等専門学校及び香川高等専門学校との間で、相互に連携・協力し、将来にわたって持続可能な地域経済の発展に貢献することを目的に、「持続可能な地域経済の発展に係る連携・協力に関する協定書（略称：地域とともに産学連携）」を締結しました。

この「地域とともに産学連携」により、大学及び高専は、当社グループが持続可能な地域経済の発展に貢献するために必要となる機能を適切に発揮していくため、アドバイス等を行います。また、当社グループは、大学及び高専が保有する特許等の知的財産及び技術・研究成果を用いて起業する若しくは事業化する企業活動又はベンチャーに対して、「地域とトモニファンド」の活用を含め、経営面・金融面でのサポートを行います。さらに、当社グループ並びに大学及び高専は、地域経済を支える金融機能を維持するために、相互に協力して人材育成に努めることとしています。その一環として、徳島大学、香川大学、阿南工業高等専門学校及び香川高等専門学校の学生を対象に、経済や金融に関する講演会をオンライン等で開催しています。

### ■ 地域貢献活動への取組み

地域の皆さまの生涯学習に関する事業を支援するため、生涯学習活動を行う多くの団体に対して助成金を交付しています。また、国際交流、教育、スポーツ、音楽等、青少年への様々な支援を通じて、元気な地域社会の実現を目指しています。

# 資本金及び株式の総数等／大株主の状況

## ■ 資本金の状況 (令和4年9月30日現在)

資本金 25,000百万円

## ■ 株式の総数等 (令和4年9月30日現在)

株式数		
発行可能株式総数	普通株式	476,000,000株
発行済株式総数	普通株式	163,728,911株
株主数	普通株式	10,643名
上場金融商品取引所	東京証券取引所（プライム市場）	

## ■ 大株主の状況

(令和4年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	19,911	12.28
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	11,659	7.19
トモニホールディングス従業員持株会	香川県高松市亀井町7番地1	7,052	4.35
日垂化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	4,938	3.04
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,122	1.92
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	2,643	1.63
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	PALISADES WEST 6300,BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US	2,551	1.57
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1776 HERITAGE DRIVE,NORTH QUINCY, MA 02171,U.S.A.	2,325	1.43
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9	2,045	1.26
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	1,914	1.18
計	—	58,162	35.89

## ■ 株式会社徳島大正銀行 大株主の状況

(令和4年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町7番地1	77,161	100.00
計	—	77,161	100.00

## ■ 株式会社香川銀行 大株主の状況

(令和4年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町7番地1	75,688	100.00
計	—	75,688	100.00

# 資料編

## 連結決算の状況

### ■業績の状況（連結）

当第2四半期連結累計期間（令和4年4月1日～令和4年9月30日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の推進や経済活動の制限緩和により、個人の消費等に持ち直しの動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢に起因した国際的な原材料価格の高騰、また急速な円安の進行に伴う物価の上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大や資源価格の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくこと、また、デジタルイノベーションへの対応、SDGs・ESGへの取組み等も重要な課題となっており、こうした取組み等により、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルへの転換が強く求められております。

こうしたなか、当社は、平成31年4月よりスタートさせた第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ～ 変わる“トモニ” 変わらぬ“ともに” ～』に基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、4つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

このような環境を踏まえ、当第2四半期連結累計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

#### イ. 損益の状況

当第2四半期連結累計期間における損益状況は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益が増加したこと等により、前第2四半期連結累計期間比4,769百万円増加して38,295百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損及び与信関連費用が増加したこと等により、同4,398百万円増加して28,759百万円となりました。その結果、経常利益は同372百万円増加して9,536百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同53百万円増加して6,848百万円となりました。

#### ロ. 主要勘定の状況

当第2四半期連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、資産の部合計は前連結会計年度末比464億円増加して4兆6,424億円となり、純資産の部合計は同71億円減少して2,386億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同798億円増加して4兆1,419億円、貸出金残高は同805億円増加して3兆3,104億円、有価証券残高は同299億円増加して7,577億円となりました。

#### ハ. キャッシュ・フローの状況

##### ① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により前第2四半期連結累計期間は128,552百万円の資金を獲得しましたが、当第2四半期連結累計期間は46,034百万円を支出しました。これは、預金の増加による資金獲得が減少したことや、借入金の減少による支出が増加したこと等によるものであります。

##### ② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において投資活動の結果支出した資金は20,489百万円となり、前第2四半期連結累計期間比7,286百万円の支出増加となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、有価証券の取得による支出が増加したこと等によるものであります。

##### ③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動の結果支出した資金は778百万円となり、前第2四半期連結累計期間比39百万円の支出増加となりました。これは前第2四半期連結累計期間と比較して、配当金の支払いによる支出が増加したこと等によるものであります。

##### ④ 現金及び現金同等物の増減状況

上記の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比67,288百万円減少し、465,525百万円となりました。

## ■主要な経営指標等の推移（連結）

		令和2年度 中間期	令和3年度 中間期	令和4年度 中間期	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	百万円	35,597	33,526	38,295	70,687	70,335
連結経常利益	百万円	6,704	9,164	9,536	14,493	19,132
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4,570	6,795	6,848	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	9,984	13,062
連結中間包括利益	百万円	13,223	8,260	△6,517	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	24,034	4,080
連結純資産額	百万円	232,971	250,849	238,654	243,183	245,730
連結総資産額	百万円	4,312,972	4,601,327	4,642,440	4,407,903	4,596,057
1株当たり純資産額	円	1,432.03	1,540.69	1,454.91	1,494.87	1,506.59
1株当たり中間純利益	円	28.67	42.47	42.49	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	62.51	81.53
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	28.12	41.61	41.67	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	61.26	79.81
自己資本比率	%	5.30	5.36	5.06	5.42	5.26
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.76	8.85	8.81	8.82	8.84
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	224,048	128,552	△46,034	228,257	47,910
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△19,441	△13,203	△20,489	△42,814	△27,436
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△699	△739	△778	△1,387	△2,375
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	534,555	629,320	465,525	514,705	532,813
従業員数	人	2,380	2,364	2,300	2,282	2,264
[外、平均臨時従業員数]	人	[289]	[275]	[255]	[286]	[273]

（注）1. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。

当社は、国内基準を採用しております。

## ■金融商品取引法に基づく監査を受けている旨（連結）

当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、令和3年度中間期及び令和4年度中間期の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## ■セグメント情報

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

### 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

### 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	29,732	3,301	33,033	492	33,526	—	33,526
セグメント間の内部経常収益	109	50	159	1,672	1,831	△1,831	—
計	29,841	3,351	33,193	2,164	35,357	△1,831	33,526
セグメント利益又は損失（△）	9,120	△31	9,089	770	9,860	△696	9,164
セグメント資産	4,586,857	17,220	4,604,078	103,192	4,707,271	△105,943	4,601,327
セグメント負債	4,345,234	14,414	4,359,648	7,132	4,366,781	△16,302	4,350,478
その他の項目							
減価償却費	951	13	964	22	986	△8	978
資金運用収益	23,583	8	23,592	689	24,281	△703	23,577
資金調達費用	597	43	641	13	654	△43	611
特別利益	205	—	205	—	205	—	205
特別損失	207	—	207	0	207	—	207
減損損失	78	—	78	—	78	—	78
税金費用	2,375	△50	2,324	35	2,360	△9	2,350
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	854	5	860	97	957	△46	910

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△696百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2)セグメント資産の調整額△105,943百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3)セグメント負債の調整額△16,302百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4)減価償却費の調整額のうち9百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△18百万円はセグメント間取引消去であります。

(5)資金運用収益の調整額△703百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6)資金調達費用の調整額△43百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7)税金費用の調整額△9百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△46百万円はセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	34,426	3,332	37,758	537	38,295	—	38,295
セグメント間の内部経常収益	106	69	175	1,657	1,833	△1,833	—
計	34,532	3,401	37,934	2,195	40,129	△1,833	38,295
セグメント利益	9,338	84	9,422	763	10,185	△649	9,536
セグメント資産	4,627,901	17,223	4,645,125	103,733	4,748,858	△106,418	4,642,440
セグメント負債	4,398,501	14,208	4,412,710	7,428	4,420,139	△16,353	4,403,785
その他の項目							
減価償却費	987	13	1,000	24	1,025	△9	1,015
資金運用収益	26,417	9	26,426	687	27,114	△702	26,411
資金調達費用	541	42	584	13	597	△42	555
特別利益	4	—	4	—	4	—	4
特別損失	83	—	83	13	97	—	97
減損損失	35	—	35	—	35	—	35
税金費用	2,514	△22	2,491	44	2,536	3	2,539
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,013	27	1,041	6	1,047	△0	1,046

- （注） 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。
3. 調整額は、次のとおりであります。
- (1)セグメント利益の調整額△649百万円は、セグメント間取引消去等であります。
  - (2)セグメント資産の調整額△106,418百万円は、セグメント間取引消去等であります。
  - (3)セグメント負債の調整額△16,353百万円は、セグメント間取引消去等であります。
  - (4)減価償却費の調整額のうち11百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、△21百万円はセグメント間取引消去であります。
  - (5)資金運用収益の調整額△702百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (6)資金調達費用の調整額△42百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (7)税金費用の調整額3百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - (8)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円はセグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	19,681	4,714	3,293	5,836	33,526

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	20,752	7,789	3,323	6,430	38,295

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務 諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	78	—	78	—	78	—	78

当中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務 諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	35	—	35	—	35	—	35

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

該当ありません。

## ■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和3年度中間期	区分	令和4年度中間期
破綻先債権額	2,192	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,044
延滞債権額	45,777	危険債権額	46,784
3ヵ月以上延滞債権額	44	三月以上延滞債権額	1,756
貸出条件緩和債権額	9,428	貸出条件緩和債権額	4,696
合計	57,442	合計	64,282
		正常債権額	3,311,947
部分直接償却実施額	10,242	部分直接償却実施額	9,335
貸出金残高（未残）	3,149,610	総与信残高（未残）	3,376,230

（注）1. 令和4年度中間期については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 各年度におけるリスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 令和3年度中間期

①破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法などの開始の申立てがあったなどの事由に該当する債務者に対する貸出金のこと。

②延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金のこと。

③3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金のこと。

(2) 令和4年度中間期

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

③三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

⑤正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

## 中間連結財務諸表

### ■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
資産の部		
現金預け金	634,534	470,612
商品有価証券	470	458
金銭の信託	7,442	1,150
有価証券	712,191	757,746
貸出金	3,149,610	3,310,444
外国為替	8,043	11,361
リース債権及びリース投資資産	9,899	10,102
その他資産	49,200	47,656
有形固定資産	36,498	35,979
無形固定資産	1,308	1,269
退職給付に係る資産	5,512	6,060
繰延税金資産	224	4,959
支払承諾見返	8,460	7,659
貸倒引当金	△22,070	△23,023
資産の部合計	4,601,327	4,642,440

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
負債の部		
預金	3,923,397	4,001,790
譲渡性預金	124,988	140,179
コールマネー及び売渡手形	—	17,000
債券貸借取引受入担保金	—	9,267
借入金	257,578	194,531
外国為替	0	11
その他負債	28,444	31,378
賞与引当金	325	330
役員賞与引当金	47	46
退職給付に係る負債	156	148
睡眠預金払戻損失引当金	255	177
偶発損失引当金	136	132
債務保証損失引当金	—	226
繰延税金負債	5,869	95
再評価に係る繰延税金負債	817	808
支払承諾	8,460	7,659
負債の部合計	4,350,478	4,403,785
純資産の部		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金	25,806	25,961
利益剰余金	176,826	188,490
自己株式	△1,350	△750
株主資本合計	226,281	238,702
その他有価証券評価差額金	18,370	△5,611
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1,426	1,423
退職給付に係る調整累計額	718	705
その他の包括利益累計額合計	20,515	△3,481
新株予約権	1,215	1,005
非支配株主持分	2,773	2,428
純資産の部合計	232,971	238,654
負債及び純資産の部合計	4,312,972	4,642,440

## ■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
経常収益	33,526	38,295
資金運用収益	23,577	26,411
(うち貸出金利息)	(19,681)	(20,752)
(うち有価証券利息配当金)	(3,698)	(5,246)
役員取引等収益	5,192	5,340
その他業務収益	4,086	3,565
その他経常収益	668	2,977
経常費用	24,361	28,759
資金調達費用	611	555
(うち預金利息)	(566)	(486)
役員取引等費用	2,026	2,006
その他業務費用	3,330	7,432
営業経費	17,031	16,603
その他経常費用	1,362	2,161
経常利益	9,164	9,536
特別利益	205	4
固定資産処分益	205	4
特別損失	207	97
固定資産処分損	129	48
減損損失	78	35
債務保証損失引当金繰入額	—	13
税金等調整前中間純利益	9,162	9,443
法人税、住民税及び事業税	2,178	2,685
法人税等調整額	172	△145
法人税等合計	2,350	2,539
中間純利益	6,811	6,903
非支配株主に帰属する中間純利益	15	54
親会社株主に帰属する中間純利益	6,795	6,848

## ■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
中間純利益	6,811	6,903
その他の包括利益	1,448	△13,421
その他有価証券評価差額金	1,515	△13,363
繰延ヘッジ損益	△1	0
退職給付に係る調整額	△65	△57
中間包括利益	8,260	△6,517
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8,279	△6,550
非支配株主に係る中間包括利益	△19	32

## ■中間連結株主資本等変動計算書

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,808	170,751	△1,515	220,043
会計方針の変更による 累積的影響額			△49		△49
会計方針の変更を反映 した当期首残高	25,000	25,808	170,701	△1,515	219,994
当中間期変動額					
剰余金の配当			△647		△647
親会社株主に帰属 する中間純利益			6,795		6,795
自己株式の取得				△202	△202
自己株式の処分		△2		367	365
土地再評価差額金の取崩			△23		△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△2	6,124	165	6,287
当中間期末残高	25,000	25,806	176,826	△1,350	226,281

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	16,819	1	1,402	784	19,007	1,224	2,907	243,183
会計方針の変更によ る累積的影響額							△48	△98
会計方針の変更を反映 した当期首残高	16,819	1	1,402	784	19,007	1,224	2,858	243,084
当中間期変動額								
剰余金の配当								△647
親会社株主に帰属 する中間純利益								6,795
自己株式の取得								△202
自己株式の処分								365
土地再評価差額金の取崩								△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1,550	△1	23	△65	1,508	△8	△22	1,476
当中間期変動額合計	1,550	△1	23	△65	1,508	△8	△22	7,764
当中間期末残高	18,370	0	1,426	718	20,515	1,215	2,836	250,849

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,972	182,386	△1,142	232,216
当中間期変動額					
剰余金の配当			△727		△727
親会社株主に帰属する中間純利益			6,848		6,848
自己株式の取得				△158	△158
自己株式の処分		△10		550	539
土地再評価差額金の取崩			△16		△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△10	6,104	391	6,485
当中間期末残高	25,000	25,961	188,490	△750	238,702

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,730	0	1,406	763	9,900	1,215	2,398	245,730
当中間期変動額								
剰余金の配当								△727
親会社株主に帰属する中間純利益								6,848
自己株式の取得								△158
自己株式の処分								539
土地再評価差額金の取崩								△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,341	0	16	△57	△13,382	△209	30	△13,561
当中間期変動額合計	△13,341	0	16	△57	△13,382	△209	30	△7,075
当中間期末残高	△5,611	0	1,423	705	△3,481	1,005	2,428	238,654

## ■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	9,162	9,443
減価償却費	978	1,015
減損損失	78	35
貸倒引当金の増減(△)	△50	1,020
賞与引当金の増減額(△は減少)	10	1
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△55	△60
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△187	△200
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△14	△10
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△9	△4
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	—	13
資金運用収益	△23,577	△26,411
資金調達費用	611	555
有価証券関係損益(△)	△579	216
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△41	48
為替差損益(△は益)	△938	△29,309
固定資産処分損益(△は益)	△76	44
貸出金の純増(△)減	△65,901	△80,493
預金の純増減(△)	96,104	53,147
譲渡性預金の純増減(△)	56,009	26,678
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	54,760	△49,243
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	225	54
コールマネー等の純増減(△)	△23,000	17,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	9,267
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,535	△4,114
外国為替(負債)の純増減(△)	△17	△11
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△239	△79
資金運用による収入	23,992	26,365
資金調達による支出	△744	△607
その他	6,151	3,047
小計	131,116	△42,591
法人税等の支払額	△2,563	△3,442
営業活動によるキャッシュ・フロー	128,552	△46,034
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△100,047	△124,896
有価証券の売却による収入	36,750	68,811
有価証券の償還による収入	53,959	36,459
金銭の信託の増加による支出	△5,545	△6,072
金銭の信託の減少による収入	2,000	6,200
有形固定資産の取得による支出	△827	△892
有形固定資産の売却による収入	535	21
無形固定資産の取得による支出	△28	△120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,203	△20,489
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△644	△726
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
自己株式の取得による支出	△202	△158
自己株式の処分による収入	160	160
リース債務の返済による支出	△50	△51
財務活動によるキャッシュ・フロー	△739	△778
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	14
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	114,615	△67,288
現金及び現金同等物の期首残高	514,705	532,813
現金及び現金同等物の中間期末残高	629,320	465,525

## ■注記事項（令和4年度中間期）

### （中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社

9社  
株式会社徳島大正銀行  
株式会社香川銀行  
トモニシステムサービス株式会社  
株式会社徳銀ビジネスサービス  
香川ビジネスサービス株式会社  
トモニリース株式会社  
トモニカード株式会社  
株式会社徳銀キャピタル  
大正信用保証株式会社

##### (2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合  
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

##### (2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

##### (3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

##### (4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

#### 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

##### (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：3年～20年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- (5) 貸倒引当金の計上基準  
銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,336百万円であります。  
その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- (6) 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
- (10) 債務保証損失引当金の計上基準  
債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理  
なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法  
為替変動リスク・ヘッジ  
銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。  
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益523百万円を計上しております。

## (会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

## (追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

### (1) 取引の概要

当社は、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社グループの業績や株価価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は令和5年12月までに当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当中間連結会計期間末155百万円、385千株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金

当中間連結会計期間末において総額法の適用により計上された借入金はありません。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当中間連結会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定につきましては、前連結会計年度の有価証券報告書の「第5 経理の状況」中の「1(1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載した内容から重要な変更はありません。

## (中間連結貸借対照表関係)

### 1. 非連結子会社の出資金の総額

出資金 350百万円

### 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,044百万円
危険債権額	46,784百万円
三月以上延滞債権額	1,756百万円
貸出条件緩和債権額	4,696百万円
合計額	64,282百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

### 3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

8,834百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	233,771百万円
貸出金	11,615百万円
計	245,387百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	9,267百万円
借入金	187,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

預け金	119百万円
その他資産	29,693百万円
また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
保証金	737百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	494,428百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	469,224百万円

(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格で(自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って)再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,848百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	29,242百万円
---------	-----------

8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金	1,200百万円
----------	----------

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

52,396百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

給与・手当	7,248百万円
-------	----------

2. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

償却債権取立益	202百万円
---------	--------

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却	166百万円
貸倒引当金繰入額	1,397百万円
株式等売却損	329百万円
株式等償却	4百万円

#### 4. 減損損失

当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額35百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地20百万円及び建物14百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	香川県内	19百万円
稼働資産	営業用店舗	愛媛県内	10百万円
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	4百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及びその他の連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

#### (中間連結株主資本等変動計算書関係)

##### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	—	—	163,728	
合計	163,728	—	—	163,728	
自己株式					
普通株式	3,024	511	1,480	2,056	(注)
合計	3,024	511	1,480	2,056	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加511千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加511千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少1,480千株は新株予約権の権利行使による減少973千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少506千株であります。
2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に891千株及び当中間連結会計期間末株式数に385千株含まれております。

##### 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当社	ストック・オプション としての新株予約権		—			1,005	
	合計		—			1,005	

##### 3. 配当に関する事項

###### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月28日 定時株主総会	普通株式	727	4.50	令和4年3月31日	令和4年6月29日

(注) 令和4年6月28日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金4百万円を含めております。

###### (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年11月11日 取締役会	普通株式	810	利益剰余金	5.00	令和4年9月30日	令和4年12月8日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金1百万円を含めております。

#### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

##### 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	470,612百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△5,086百万円
現金及び現金同等物	465,525百万円

## (リース取引関係)

(借手側)

### 1. ファイナンス・リース取引

#### (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ① リース資産の内容

##### (ア) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

##### ② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

### 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	124百万円
1年超	826百万円
合計	950百万円

(貸手側)

### 1. リース投資資産の内訳

リース料債権部分	10,934百万円
見積残存価額部分	5百万円
受取利息配当額(△)	912百万円
リース投資資産	10,027百万円

### 2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間(連結会計年度)末日後の回収予定額

	リース債権	リース投資資産
1年以内	26百万円	3,391百万円
1年超2年以内	21百万円	2,689百万円
2年超3年以内	21百万円	2,041百万円
3年超4年以内	6百万円	1,362百万円
4年超5年以内	2百万円	809百万円
5年超	0百万円	639百万円

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	458	458	—
(2) 金銭の信託	1,150	1,150	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	28,006	27,952	△53
その他有価証券	718,484	718,484	—
(4) 貸出金	3,310,444		
貸倒引当金(*1)	△22,448		
	3,287,996	3,289,792	1,796
資産計	4,036,096	4,037,839	1,742
(1) 預金	4,001,790	4,002,170	379
(2) 譲渡性預金	140,179	140,185	6
(3) 借入金	194,531	194,538	7
負債計	4,336,501	4,336,895	393
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,394)	(4,394)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(44)	(44)	—
デリバティブ取引計	(4,439)	(4,439)	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*1) (*2)	7,952
組合出資金 (*3)	3,303

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものではありません。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	—	1,150	—	1,150
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	164	293	—	458
その他有価証券				
国債・地方債等	72,392	161,531	—	233,923
社債	—	76,843	24,642	101,486
株式	27,031	—	—	27,031
その他	70,426	281,744	—	352,170
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1,141	—	1,141
資産計	170,015	522,705	24,642	717,363
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	5,580	—	5,580
負債計	—	5,580	—	5,580

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は3,872百万円であります。

(\*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額 (単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさいこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
2,790	—	49	1,032	3,872	—	3,872	—

(\* ) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

### (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	27,952	27,952
貸出金	—	—	3,289,792	3,289,792
資産計	—	—	3,317,745	3,317,745
預金	—	4,002,170	—	4,002,170
譲渡性預金	—	140,185	—	140,185
借入金	—	187,000	7,538	194,538
負債計	—	4,329,356	7,538	4,336,895

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 資産

##### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

##### 商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

##### 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

#### 負債

##### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

##### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

##### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)及び通貨関連取引(為替予約等)であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%~1.00%	0.06%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
有価証券 その他有価証券 私募債	21,187	—	5	3,448	—	—	24,642	—

(\*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名  
営業経費

67百万円

2. スtock・オプションの内容

	令和4年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役24名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 477,600株
付与日	令和4年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	令和4年7月22日～令和34年7月21日
権利行使価格(注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価(注) 2	1株当たり 263円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たり換算して記載しております。

**(資産除去債務関係)**

当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	314百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	17百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	14百万円
期末残高	<u>317百万円</u>

**(収益認識関係)**

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
役務取引等収益	3,510
預金・貸出金業務	378
為替業務	734
証券関連業務	699
代理業務	392
保護預り・貸金庫業務	38
その他業務	1,267
顧客との契約から生じる経常収益	3,510
上記以外の経常収益	34,785

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

**(1株当たり情報)**

## 1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額 1,454円91銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	238,654百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	3,434百万円
うち新株予約権	1,005百万円
うち非支配株主持分	2,428百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	235,220百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	161,672千株

## 2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益 42円49銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益	6,848百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	6,848百万円
普通株式の期中平均株式数	161,152千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 41円67銭

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する中間純利益調整額	一百万円
普通株式増加数	3,181千株
うち新株予約権	3,181千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

—

## 3. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式数385千株を、「1株当たり純資産額」の算定上、中間期末(期末)発行済株式数から控除する自己株式に含めております。

また、同株式の期中平均株式数656千株を、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

# 時価等情報（連結）

## ■ 有価証券関係

### 1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
		中間連結貸借対照表計上額	時価	差額	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,647	15,809	162	15,920	16,047	127
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	15,647	15,809	162	15,920	16,047	127
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	9,131	9,023	△108	12,085	11,904	△180
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	9,131	9,023	△108	12,085	11,904	△180
合計		24,779	24,833	54	28,006	27,952	△53

### 2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
		中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35,040	22,193	12,846	21,103	12,972	8,131
	債券	192,969	191,781	1,187	55,621	55,168	452
	国債	44,182	43,777	404	15,393	15,286	107
	地方債	83,500	83,305	195	7,693	7,666	27
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	65,286	64,698	587	32,534	32,215	318
	その他	196,117	179,648	16,469	66,073	58,349	7,724
	小計	424,127	393,623	30,503	142,799	126,490	16,308
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,039	12,047	△1,007	5,928	6,761	△832
	債券	161,731	162,217	△485	279,788	284,588	△4,800
	国債	16,879	17,036	△156	56,998	60,235	△3,237
	地方債	80,934	81,007	△72	153,837	154,888	△1,050
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	63,916	64,173	△256	68,952	69,464	△512
	その他	79,666	81,949	△2,282	290,413	308,991	△18,578
	小計	252,437	256,213	△3,776	576,129	600,341	△24,211
合計		676,564	649,836	26,727	718,928	726,831	△7,903

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4百万円（うち株式4百万円、その他一百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

## ■金銭の信託関係

### 1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

## ■その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
評価差額	26,727	△7,879
その他有価証券	26,727	△7,879
その他の金銭の信託	—	—
（△）繰延税金資産	8,110	—
（+）繰延税金資産	—	2,471
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	18,616	△5,408
（△）非支配株主持分相当額	246	202
（+）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—	—
その他有価証券評価差額金	18,370	△5,611

（注）評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額令和3年度中間期△0百万円（損）、令和4年度中間期23百万円（益）を含めております。

## デリバティブ取引関係（連結）

### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取変動・支払固定	584	84	△3	△3	77	77	△0	△0
合計				△3	△3			△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

#### (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	162,325	252	△1,785	△1,785	292,721	68	△5,391	△5,391
	買建	2,112	251	69	69	16,849	65	997	997
合計				△1,715	△1,715			△4,394	△4,394

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

#### (3) 株式関連取引

該当ありません。

#### (4) 債券関連取引

該当ありません。

#### (5) 商品関連取引

該当ありません。

#### (6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの 特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	237	—	(注)	—	—	—	—
合計					—				—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

#### (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の 貸出金	441	—	△9	外貨建の 貸出金	445	—	△44
合計					△9				△44

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### (3) 株式関連取引

該当ありません。

#### (4) 債券関連取引

該当ありません。

## 自己資本の充実の状況（連結）

当社グループは、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及び子会社等の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当社グループは、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

### ■自己資本の構成に関する開示事項

#### 自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	225,554	237,891
うち、資本金及び資本剰余金の額	50,806	50,961
うち、利益剰余金の額	176,826	188,490
うち、自己株式の額（△）	1,350	750
うち、社外流出予定額（△）	727	810
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	718	705
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	718	705
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	1,215	1,005
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11,038	10,495
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11,038	10,495
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,800	1,200
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	302	200
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	777	445
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	241,407
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の合計額	909	882
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	909	882
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	122	77
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	3,833	4,214
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	4,866
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	236,541
		246,769

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,574,021	2,700,212
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,299	210
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,500	—
うち、上記以外に該当するものの額	200	210
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	97,858	100,091
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,671,879	2,800,304
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.85%	8.81%

## ■ 定量的な開示事項

■ その他金融機関等（告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額  
該当ありません。

## ■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【資産（オン・バランス）項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	13,697	547	4,282	171
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	269	10	100	4
地方公共団体金融機構向け	1,879	75	1,879	75
我が国の政府関係機関向け	2,461	98	3,235	129
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,440	537	16,780	671
法人等向け	1,251,846	50,073	1,333,570	53,342
中小企業等向け及び個人向け	487,908	19,516	509,012	20,360
抵当権付住宅ローン	92,595	3,703	87,392	3,495
不動産取得等事業向け	506,058	20,242	544,305	21,772
三月以上延滞等	1,807	72	1,719	68
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	11,317	452	11,495	459
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	42,384	1,695	27,686	1,107
（うち出資等のエクスポージャー）	42,384	1,695	27,686	1,107
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	70,905	2,836	69,167	2,766
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,500	100	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	11,514	460	11,834	473
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	56,890	2,275	57,333	2,293
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	55,857	2,234	50,048	2,001
（うちロック・スルー方式）	55,777	2,231	49,837	1,993
（うちマンドレート方式）	79	3	210	8
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	200	8	210	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,500	△60	—	—
資産（オン・バランス）計	2,551,130	102,045	2,660,887	106,435

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【オフ・バランス取引等項目】</b>				
原契約期間が1年以下のコミットメント	489	19	494	19
短期の貿易関連偶発債務	143	5	211	8
特定の取引に係る偶発債務	1,069	42	601	24
原契約期間が1年超のコミットメント	7,631	305	12,119	484
信用供与に直接的に代替する偶発債務	4,627	185	4,548	181
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	348	13	304	12
派生商品取引	3,432	137	8,418	336
オフ・バランス取引等 計	17,741	709	26,697	1,067
<b>【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)</b>	5,148	205	12,627	505
<b>【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】</b>	—	—	—	—
合計	2,574,021	102,960	2,700,212	108,008

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

### 連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	102,960	108,008
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	3,914	4,003
合計	106,875	112,012

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度中間期					令和4年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	4,502,133	3,079,384	527,303	4,570	2,348	4,443,405	3,232,319	479,187	5,360	2,103
国外計	250,284	92,423	144,193	10,833	—	408,704	105,060	235,151	66,012	—
地域別合計	4,752,417	3,171,807	671,496	15,404	2,348	4,852,110	3,337,380	714,339	71,373	2,103
製造業	238,588	187,724	28,540	0	16	227,363	190,408	21,464	0	216
農業、林業	10,153	9,641	480	—	4	10,007	9,694	280	—	7
漁業	4,675	3,892	730	—	8	4,730	3,999	730	—	12
鉱業、採石業、砂利採取業	7,132	6,927	—	—	10	7,112	7,012	100	—	2
建設業	200,395	189,208	8,885	0	254	207,617	198,653	8,036	0	241
電気・ガス・熱供給・水道業	57,566	49,497	6,169	—	—	65,125	56,693	6,595	—	—
情報通信業	25,132	18,686	4,595	—	—	25,252	19,860	4,523	—	—
運輸業、郵便業	283,784	276,993	6,436	101	—	325,902	319,940	5,456	315	0
卸売業、小売業	251,784	237,753	11,214	2	451	263,013	250,373	11,556	2	372
金融業、保険業	626,345	53,433	95,465	15,295	93	629,463	62,096	96,349	71,020	72
不動産業、物品賃貸業	841,415	823,718	16,474	3	603	890,943	870,655	19,174	4	349
各種サービス業	440,123	427,034	10,775	—	145	451,090	438,817	11,125	—	207
地方公共団体	296,690	115,853	180,676	—	—	283,756	115,015	168,590	—	—
その他	1,468,628	771,442	301,052	—	759	1,460,730	794,158	360,356	29	621
業種別合計	4,752,417	3,171,807	671,496	15,404	2,348	4,852,110	3,337,380	714,339	71,373	2,103
1年以下	776,411	705,268	69,187	1,511	—	820,329	765,749	50,888	3,236	—
1年超3年以下	376,137	264,049	111,974	41	—	403,656	281,493	122,024	27	—
3年超5年以下	406,917	270,317	136,521	—	—	405,184	263,640	141,423	—	—
5年超7年以下	291,440	175,168	116,198	—	—	291,090	171,740	119,286	—	—
7年超10年以下	606,209	392,266	213,706	—	—	639,475	409,689	229,476	—	—
10年超	1,381,379	1,358,550	22,819	—	—	1,488,800	1,439,259	49,512	—	—
期間の定めのないもの	913,920	6,187	1,089	13,851	—	803,573	5,806	1,728	68,108	—
残存期間別合計	4,752,417	3,171,807	671,496	15,404	—	4,852,110	3,337,380	714,339	71,373	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度中間期	11,507	△468	11,038
	令和4年度中間期	11,272	△777	10,495
個別貸倒引当金	令和3年度中間期	10,613	417	11,031
	令和4年度中間期	10,730	1,797	12,528
特定海外債権引当勘定	令和3年度中間期	—	—	—
	令和4年度中間期	—	—	—
合計	令和3年度中間期	22,121	△50	22,070
	令和4年度中間期	22,003	1,020	23,023

**個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳**

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	10,613	418	11,031	10,730	1,797	12,528
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	10,613	418	11,031	10,730	1,797	12,528
製造業	785	146	931	1,374	487	1,861
農業、林業	104	116	220	213	△91	122
漁業	25	54	79	81	△66	14
鉱業、採石業、砂利採取業	533	△12	521	516	13	529
建設業	756	66	822	774	127	901
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	1	1	2	3
情報通信業	240	△47	193	166	2	168
運輸業、郵便業	726	△200	526	508	△15	493
卸売業、小売業	1,396	△40	1,356	1,445	117	1,563
金融業、保険業	14	4	18	18	△0	17
不動産業、物品賃貸業	2,624	△74	2,550	2,565	270	2,836
各種サービス業	2,144	167	2,311	1,705	953	2,658
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,259	240	1,499	1,359	△3	1,356
業種別合計	10,613	418	11,031	10,730	1,797	12,528

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

**業種別の貸出金償却の額**

(単位：百万円)

業種別	令和3年度中間期	令和4年度中間期
製造業	8	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	44	8
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	19	—
運輸業、郵便業	2	63
卸売業、小売業	85	4
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	17	28
各種サービス業	80	59
地方公共団体	—	—
その他	0	1
合計	257	166

**リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	61,733	1,400,509	173,138	1,190,339
10%	—	157,021	—	167,179
20%	121,135	711	156,642	3,657
35%	—	264,522	—	249,667
40%	500	—	500	—
50%	164,968	159,122	303,754	86
70%	500	—	500	—
75%	—	564,205	—	595,789
100%	30,029	1,751,816	18,315	1,868,536
150%	—	833	—	2,251
250%	—	4,605	—	4,733
合計	378,868	4,303,349	652,851	4,082,241

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。  
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号、第226条（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額  
 該当ありません。

## ■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
適格金融資産担保	65,829	111,760
適格保証又はクレジット・デリバティブ	420,050	402,218

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

### 派生商品取引

派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式<sup>(注)</sup>にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	8,015	51,187
グロスのアドオンの合計額 (B)	8,712	22,125
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	16,727	73,313
派生商品取引	16,727	73,313
外国為替関連取引	6,699	37,497
金利関連取引	420	546
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	9,607	35,269
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	32,629
適格金融資産担保	—	32,629
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	16,727	40,683

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	0
	プロテクションの提供	67,191
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—
	プロテクションの提供	—
合計	プロテクションの購入	0
	プロテクションの提供	67,191

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	0	—

### 長期決済期間取引

該当ありません。

## ■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

### オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

### 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

## ■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

### 中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	46,079		27,031	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	8,143		7,952	
合計	54,223	54,223	34,984	34,984

### 売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
売却に伴う損益の額	94	1,987
償却に伴う損益の額	△9	△4

### 中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	11,839	7,298
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

## ■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

### リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
ルック・スルー方式	113,262	121,569
マンドート方式	79	608
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	113,342	122,177

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

## ■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和3年度中間期	令和4年度中間期	令和3年度中間期	令和4年度中間期
1	上方パラレルシフト	19,652	15,656	16,514	16,174
2	下方パラレルシフト	96	—	1,392	1,990
3	スティープ化	7,825	6,487		
4	最大値	19,652	15,656	16,514	16,174
5	自己資本の額	令和3年度中間期 236,541		令和4年度中間期 246,769	

(注) 銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当社グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

## 連結決算の状況

### ■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和4年4月1日～令和4年9月30日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種の推進や経済活動の制限緩和により、個人の消費等に持ち直しの動きが見られました。一方で、ウクライナ情勢に起因した国際的な原材料価格の高騰、また急速な円安の進行に伴う物価の上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大や資源価格の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくこと、また、デジタルライゼーションへの対応、SDGs・ESGへの取組み等も重要な課題となっており、こうした取組み等により、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルへの転換が強く求められています。

こうしたなか、当行は、平成31年4月よりスタートさせた第1次経営計画『ともに未来へ～to the future with…～』に基づき、トモニホールディングスグループにおけるグループ経営ビジョンである『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、5つの基本戦略の展開を通じて、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

このような環境を踏まえ、当中間連結会計期間は以下のような経営成績を収めることができました。

#### イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、連結経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益が増加したこと等により、前中間連結会計期間比4,458百万円増加して21,282百万円となりました。

連結経常利益は、同221百万円増加して5,382百万円となり、法人税等の影響により、親会社株主に帰属する中間純利益は同77百万円減少して3,805百万円となりました。

#### ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、当中間連結会計期間末の譲渡性預金を含む預金等残高は、個人預金を中心として増加し、前連結会計年度末比492億円増加して2兆3,177億円となりました。貸出金残高は、積極的な営業活動により中小企業・個人向け貸出等の取組みを進めたこと等により、同435億円増加して1兆8,692億円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は8.15%となりました。

#### ハ. キャッシュ・フローの状況

##### ① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により前中間連結会計期間は96,856百万円の資金を獲得しましたが、当中間連結会計期間は13,499百万円を支出しました。これは、預金の増加による資金獲得が減少したことや、借入金の減少による支出が増加したこと等によるものであります。

##### ② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は13,070百万円となり、前中間連結会計期間比5,385百万円の支出減少となりました。これは前中間連結会計期間と比較して、有価証券の売却による収入が増加したこと等によるものであります。

##### ③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間において財務活動の結果支出した資金は389百万円となり、前中間連結会計期間と比較して重要な増減はありませんでした。

##### ④ 現金及び現金同等物の増減状況

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比26,948百万円減少し258,526百万円となりました。

**■主要な経営指標等の推移（連結）**

項 目	期 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度
		中間期	中間期	中間期		
連結経常収益	百万円	17,025	16,824	21,282	34,844	36,420
連結経常利益	百万円	4,330	5,161	5,382	9,025	10,869
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,924	3,882	3,805	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	6,126	7,449
連結中間包括利益	百万円	7,053	4,436	△2,776	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	14,402	2,520
連結純資産額	百万円	122,394	133,371	127,968	129,390	131,102
連結総資産額	百万円	2,390,567	2,559,049	2,597,690	2,427,581	2,559,253
1株当たり純資産額	円	1,563.55	1,706.15	1,634.64	1,653.18	1,675.51
1株当たり中間純利益	円	37.90	50.31	49.31	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	79.39	96.54
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.04	5.14	5.05	5.25	5.05
連結自己資本比率（国内基準）	%	8.12	8.17	8.15	8.11	8.15
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	102,796	96,856	△13,499	68,116	47,798
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△23,122	△18,455	△13,070	1,371	△21,806
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△477	△389	△389	△862	△1,375
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	271,421	338,867	258,526	260,850	285,474
従業員数	人	1,214	1,179	1,160	1,157	1,128
〔外、平均臨時従業員数〕	人	[109]	[104]	[105]	[109]	[106]

- （注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当行は、国内基準を採用しております。

**■セグメント情報**
**事業の種類別セグメント情報**

令和3年度中間期及び令和4年度中間期

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであります。なお、銀行業以外にクレジットカード業、ベンチャーキャピタル業及び信用保証業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が継続的に僅少であるため、記載を省略しております。

**■リスク管理債権額（連結）**

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期	区分	令和4年度中間期
破綻先債権額	674	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,600
延滞債権額	22,638	危険債権額	26,431
3ヵ月以上延滞債権額	16	三月以上延滞債権額	1,729
貸出条件緩和債権額	6,397	貸出条件緩和債権額	3,478
合計	29,727	合計	36,239
		正常債権額	1,866,730
部分直接償却実施額	6,563	部分直接償却実施額	5,666
貸出金残高（未残）	1,779,737	総与信残高（未残）	1,902,970

(注) 1. 令和4年度中間期については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 各年度におけるリスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 令和3年度中間期

①破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法などの開始の申立てがあったなどの事由に該当する債務者に対する貸出金のこと。

②延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金のこと。

③3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金のこと。

(2) 令和4年度中間期

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

③三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

⑤正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

## 中間連結財務諸表

### ■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
資産の部		
現金預け金	343,520	262,954
商品有価証券	374	376
金銭の信託	6,429	131
有価証券	385,561	421,131
貸出金	1,779,737	1,869,224
外国為替	3,597	2,123
その他資産	24,077	24,982
有形固定資産	19,376	19,056
無形固定資産	1,216	865
退職給付に係る資産	2,977	3,162
繰延税金資産	81	2,736
支払承諾見返	4,706	4,402
貸倒引当金	△12,606	△13,456
資産の部合計	2,559,049	2,597,690

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
負債の部		
預金	2,190,228	2,205,916
譲渡性預金	95,888	111,879
コールマネー及び売渡手形	—	17,000
借入金	115,511	113,006
外国為替	—	1
その他負債	15,085	16,220
役員賞与引当金	23	23
退職給付に係る負債	61	47
睡眠預金払戻損失引当金	124	80
偶発損失引当金	58	55
繰延税金負債	2,990	95
再評価に係る繰延税金負債	1,000	991
支払承諾	4,706	4,402
負債の部合計	2,425,678	2,469,721
純資産の部		
資本金	11,036	11,036
資本剰余金	14,181	14,181
利益剰余金	92,384	99,052
株主資本合計	117,602	124,270
その他有価証券評価差額金	11,974	△161
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1,698	1,695
退職給付に係る調整累計額	373	326
その他の包括利益累計額合計	14,046	1,860
非支配株主持分	1,721	1,836
純資産の部合計	133,371	127,968
負債及び純資産の部合計	2,559,049	2,597,690

**■ 中間連結損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
経常収益	16,824	21,282
資金運用収益	13,451	15,417
(うち貸出金利息)	(11,176)	(11,977)
(うち有価証券利息配当金)	(2,141)	(3,214)
役務取引等収益	2,673	2,854
その他業務収益	383	122
その他経常収益	315	2,888
経常費用	11,662	15,899
資金調達費用	321	291
(うち預金利息)	(293)	(274)
役務取引等費用	902	898
その他業務費用	132	3,724
営業経費	9,603	9,273
その他経常費用	702	1,711
経常利益	5,161	5,382
特別利益	205	4
特別損失	104	25
税金等調整前中間純利益	5,262	5,362
法人税、住民税及び事業税	1,257	1,670
法人税等調整額	111	△146
法人税等合計	1,368	1,523
中間純利益	3,894	3,838
非支配株主に帰属する中間純利益	11	33
親会社株主に帰属する中間純利益	3,882	3,805

**■ 中間連結包括利益計算書**

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
中間純利益	3,894	3,838
その他の包括利益	542	△6,615
その他有価証券評価差額金	595	△6,574
繰延ヘッジ損益	△1	0
退職給付に係る調整額	△52	△40
中間包括利益	4,436	△2,776
親会社株主に係る中間包括利益	4,467	△2,799
非支配株主に係る中間包括利益	△30	22

**■中間連結株主資本等変動計算書**

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	11,036	14,181	88,905	114,123
会計方針の変更による 累積的影響額			△25	△25
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,036	14,181	88,879	114,098
当中間期変動額				
剰余金の配当			△353	△353
親会社株主に帰属する 中間純利益			3,882	3,882
土地再評価差額金の取崩			△23	△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	3,504	3,504
当中間期末残高	11,036	14,181	92,384	117,602

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,336	1	1,674	425	13,438	1,828	129,390
会計方針の変更による 累積的影響額							△25
会計方針の変更を反映した 当期首残高	11,336	1	1,674	425	13,438	1,828	129,364
当中間期変動額							
剰余金の配当							△353
親会社株主に帰属する 中間純利益							3,882
土地再評価差額金の取崩							△23
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	638	△1	23	△52	608	△106	501
当中間期変動額合計	638	△1	23	△52	608	△106	4,006
当中間期末残高	11,974	0	1,698	373	14,046	1,721	133,371

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	11,036	14,181	95,618	120,836
当中間期変動額				
剰余金の配当			△353	△353
親会社株主に帰属する 中間純利益			3,805	3,805
土地再評価差額金の取崩			△16	△16
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	3,434	3,434
当中間期末残高	11,036	14,181	99,052	124,270

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,402	0	1,678	367	8,448	1,817	131,102
当中間期変動額							
剰余金の配当							△353
親会社株主に帰属する 中間純利益							3,805
土地再評価差額金の取崩							△16
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,563	0	16	△40	△6,587	19	△6,568
当中間期変動額合計	△6,563	0	16	△40	△6,587	19	△3,133
当中間期末残高	△161	0	1,695	326	1,860	1,836	127,968

**■中間連結キャッシュ・フロー計算書**

(単位：百万円)

区 分	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,262	5,362
減価償却費	594	585
減損損失	1	4
貸倒引当金の増減(△)	1	788
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△26	△28
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△56	△60
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△4	△2
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△13	△8
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△2	3
資金運用収益	△13,451	△15,417
資金調達費用	321	291
有価証券関係損益(△)	△256	△12
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△30	67
為替差損益(△は益)	△602	△21,873
固定資産処分損益(△は益)	△102	15
貸出金の純増(△)減	△38,483	△43,443
預金の純増減(△)	82,622	21,821
譲渡性預金の純増減(△)	55,409	27,378
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	12,019	△21,693
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△149	21
コールマネー等の純増減(△)	△23,000	17,000
外国為替(資産)の純増(△)減	△1,038	387
外国為替(負債)の純増減(△)	△3	△13
資金運用による収入	13,825	15,432
資金調達による支出	△405	△334
その他	6,047	2,120
小計	98,481	△11,605
法人税等の支払額	△1,624	△1,893
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,856	△13,499
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△62,358	△92,300
有価証券の売却による収入	15,437	57,761
有価証券の償還による収入	34,036	21,879
金銭の信託の増加による支出	△5,545	△6,072
金銭の信託の減少による収入	—	6,200
有形固定資産の取得による支出	△560	△547
有形固定資産の売却による収入	535	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,455	△13,070
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△354	△353
非支配株主への配当金の支払額	△3	△3
リース債務の返済による支出	△31	△32
財務活動によるキャッシュ・フロー	△389	△389
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	10
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	78,016	△26,948
現金及び現金同等物の期首残高	260,850	285,474
現金及び現金同等物の中間期末残高	338,867	258,526

## ■連結注記表（令和4年度中間期）

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

株式会社徳銀ビジネスサービス

トモニカード株式会社

株式会社徳銀キャピタル

大正信用保証株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

4社

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 3年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（10年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,666百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### 6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

#### 8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

#### 9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は該当ありません。

#### 11. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 12. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

#### 13. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益280百万円を計上しております。

**会計方針の変更**
**(時価の算定に関する会計基準等の適用)**

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

**注記事項**
**(中間連結貸借対照表関係)**

1. 関係会社の出資金総額（連結される子会社及び子法人等を除く） 193百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,600百万円
危険債権額	26,431百万円
三月以上延滞債権額	1,729百万円
貸出条件緩和債権額	3,478百万円
合計額	36,239百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,800百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	139,772百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	111,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他資産16,333百万円及び預け金88百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金503百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、301,594百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが288,297百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,670百万円
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金1,200百万円が含まれております。
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は24,389百万円であります。

**（中間連結損益計算書関係）**

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益146百万円及び株式等売却益2,305百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却156百万円、貸倒引当金繰入額1,057百万円及び株式等売却損300百万円を含んでおります。
3. 「特別利益」は、固定資産処分益4百万円であります。
4. 「特別損失」は、固定資産処分損20百万円及び減損損失4百万円であります。
5. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地1百万円及び建物3百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	4百万円

当行は、営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

**（中間連結株主資本等変動計算書関係）**

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	77,161	—	—	77,161	
合計	77,161	—	—	77,161	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和4年5月13日 取締役会	普通株式	353百万円	4.58円	令和4年3月31日	令和4年6月10日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和4年11月11日 取締役会	普通株式	398百万円	利益剰余金	5.15円	令和4年9月30日	令和4年11月30日

**（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）**

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	262,954百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	△4,427百万円
現金及び現金同等物	258,526百万円

**(金融商品関係)**
**1. 金融商品の時価等に関する事項**

令和4年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	376	376	—
(2) 金銭の信託	131	131	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	412,100	412,100	—
(4) 貸出金	1,869,224		
貸倒引当金（*1）	△13,343		
	1,855,881	1,859,694	3,813
資産計	2,268,489	2,272,302	3,813
(1) 預金	2,205,916	2,206,243	326
(2) 譲渡性預金	111,879	111,881	1
(3) 借用金	113,006	113,017	10
負債計	2,430,803	2,431,141	338
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,227)	(2,227)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(44)	(44)	—
デリバティブ取引計	(2,271)	(2,271)	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（*1）（*2）	7,047
組合出資金（*3）	1,984

（\*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（\*2）当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものではありません。

（\*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

**2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項**

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	131	—	131
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	82	293	—	376
その他有価証券				
国債・地方債等	38,256	98,758	—	137,014
社債	—	43,533	24,642	68,175
株式	10,489	—	—	10,489
その他	39,811	156,090	—	195,902
デリバティブ取引				
通貨関連	—	627	—	627
資産計	88,640	299,434	24,642	412,718
デリバティブ取引				
金利関連	—	0	—	0
通貨関連	—	2,898	—	2,898
負債計	—	2,899	—	2,899

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は517百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	—	1,859,694	1,859,694
資産計	—	—	1,859,694	1,859,694
預金	—	2,206,243	—	2,206,243
譲渡性預金	—	111,881	—	111,881
借入金	—	111,806	1,210	113,017
負債計	—	2,429,931	1,210	2,431,141

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

**資産**

**金銭の信託**

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

**商品有価証券及び有価証券**

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

**貸出金**

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### 負債

#### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

#### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

（注2）時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

#### (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～1.00%	0.06%

#### (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（*）					
有価証券 その他有価証券 私募債	21,187	—	5	3,448	—	—	24,642	—

（\*）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

#### (3) 時価の評価のプロセスの説明

当行グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

#### (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

**(有価証券関係)**

- 満期保有目的の債券（令和4年9月30日現在）  
該当ありません。
- その他有価証券（令和4年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,466	3,730	2,735
	債券	51,927	51,512	414
	国債	15,393	15,286	107
	地方債	7,693	7,666	27
	短期社債	—	—	—
	社債	28,839	28,559	280
	その他	39,870	34,305	5,564
	小計	98,264	89,548	8,715
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,023	4,516	△492
	債券	153,263	155,898	△2,635
	国債	22,862	24,831	△1,968
	地方債	91,064	91,635	△570
	短期社債	—	—	—
	社債	39,335	39,431	△95
	その他	156,985	162,687	△5,702
	小計	314,271	323,102	△8,830
合計		412,536	412,651	△115

**3. 減損処理を行った有価証券**

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

**(金銭の信託関係)**

- 満期保有目的の金銭の信託（令和4年9月30日現在）  
該当ありません。
- その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和4年9月30日現在）  
該当ありません。

**(収益認識関係)**

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
役務取引等収益	1,938
預金・貸出金業務	193
為替業務	351
証券関連業務	413
代理業務	338
保護預り・貸金庫業務	23
その他業務	618
顧客との契約から生じる経常収益	1,938
上記以外の経常収益	19,343

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

**(1株当たり情報)**

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額            | 1,634円64銭 |
| 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益 | 49円31銭    |

## 単体決算の状況

### ■業績の状況（単体）

当中間会計期間（令和4年4月1日～令和4年9月30日）における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益が増加したこと等により、前中間会計期間比4,417百万円増加して20,869百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益が増加したこと等により、前中間会計期間比515百万円増加して15,062百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、経費が減少したこと等により、前中間会計期間比850百万円増加して6,095百万円となりました。

経常利益は、前中間会計期間比168百万円増加して5,293百万円となり、中間純利益は、法人税等の影響により、前中間会計期間比90百万円減少して3,782百万円となりました。

当中間会計期間末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人預金を中心として増加し、前事業年度末比492億円増加して2兆3,191億円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、前事業年度末比443億円増加して2兆4,340億円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、前事業年度末比433億円増加して1兆8,705億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は8.08%となりました。

### ■主要な経営指標等の推移（単体）

項目	期別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度
		中間期	中間期	中間期	中間期	中間期
経常収益	百万円	16,639	16,452	20,869	33,873	35,410
経常利益	百万円	4,319	5,125	5,293	8,803	10,527
中間純利益	百万円	2,919	3,872	3,782	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,055	7,348
資本金	百万円	11,036	11,036	11,036	11,036	11,036
発行済株式総数	千株	77,161	77,161	77,161	77,161	77,161
純資産額	百万円	119,635	129,844	124,291	125,658	127,419
総資産額	百万円	2,386,033	2,553,536	2,592,059	2,421,565	2,553,579
預金残高	百万円	2,072,527	2,191,344	2,207,302	2,108,715	2,185,401
貸出金残高	百万円	1,674,783	1,781,064	1,870,537	1,742,483	1,827,214
有価証券残高	百万円	383,447	383,391	419,084	369,854	392,279
1株当たり配当額	円	5.73	4.58	5.15	9.17	9.17
自己資本比率	%	5.01	5.08	4.79	5.18	4.98
単体自己資本比率（国内基準）	%	8.03	8.09	8.08	8.02	8.07
従業員数	人	1,189	1,156	1,132	1,133	1,110
[外、平均臨時従業員数]	人	[95]	[93]	[96]	[96]	[95]

(注) 1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は、国内基準を採用しております。

## 中間財務諸表

### ■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
資産の部		
現金預け金	343,419	262,952
商品有価証券	374	376
金銭の信託	6,429	131
有価証券	383,391	419,084
貸出金	1,781,064	1,870,537
外国為替	3,597	2,123
その他資産	20,030	20,388
その他の資産	20,030	20,388
有形固定資産	19,370	19,046
無形固定資産	1,216	865
前払年金費用	2,471	2,715
繰延税金資産	—	2,827
支払承諾見返	4,706	4,402
貸倒引当金	△12,535	△13,392
資産の部合計	2,553,536	2,592,059

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
負債の部		
預金	2,191,344	2,207,302
譲渡性預金	95,888	111,879
コールマネー	—	17,000
借入金	114,800	112,200
外国為替	—	1
その他負債	12,975	13,776
未払法人税等	1,262	1,651
リース債務	95	31
資産除去債務	282	188
その他の負債	11,334	11,904
役員賞与引当金	21	21
退職給付引当金	80	56
睡眠預金払戻損失引当金	124	80
偶発損失引当金	58	55
繰延税金負債	2,692	—
再評価に係る繰延税金負債	1,000	991
支払承諾	4,706	4,402
負債の部合計	2,423,691	2,467,767
純資産の部		
資本金	11,036	11,036
資本剰余金	14,177	14,177
資本準備金	9,514	9,514
その他資本剰余金	4,662	4,662
利益剰余金	91,064	97,618
利益準備金	2,280	2,280
その他利益剰余金	88,784	95,338
別途積立金	40,147	40,147
固定資産圧縮積立金	92	90
繰越利益剰余金	48,543	55,100
株主資本合計	116,278	122,832
その他有価証券評価差額金	11,867	△236
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1,698	1,695
評価・換算差額等合計	13,566	1,459
純資産の部合計	129,844	124,291
負債及び純資産の部合計	2,553,536	2,592,059

**■ 中間損益計算書**

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
経常収益	16,452	20,869
資金運用収益	13,432	15,399
(うち貸出金利息)	(11,166)	(11,969)
(うち有価証券利息配当金)	(2,133)	(3,205)
役務取引等収益	2,320	2,458
その他業務収益	383	122
その他経常収益	316	2,888
経常費用	11,326	15,575
資金調達費用	318	288
(うち預金利息)	(293)	(274)
役務取引等費用	903	899
その他業務費用	132	3,724
営業経費	9,289	8,960
その他経常費用	683	1,703
経常利益	5,125	5,293
特別利益	205	4
特別損失	104	25
税引前中間純利益	5,226	5,273
法人税、住民税及び事業税	1,251	1,639
法人税等調整額	102	△148
法人税等合計	1,354	1,491
中間純利益	3,872	3,782

**■中間株主資本等変動計算書**

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	109	45,032	87,570	112,783
当中間期変動額										
剰余金の配当								△353	△353	△353
中間純利益								3,872	3,872	3,872
固定資産圧縮積立金の取崩							△16	16	—	—
土地再評価差額金の取崩								△23	△23	△23
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△16	3,510	3,494	3,494
当中間期末残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	92	48,543	91,064	116,278

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,198	1	1,674	12,874	125,658
当中間期変動額					
剰余金の配当					△353
中間純利益					3,872
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					△23
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	669	△1	23	692	692
当中間期変動額合計	669	△1	23	692	4,186
当中間期末残高	11,867	0	1,698	13,566	129,844

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	91	51,687	94,207	119,420
当中間期変動額										
剰余金の配当								△353	△353	△353
中間純利益								3,782	3,782	3,782
固定資産圧縮積立金の取崩							△1	1	—	—
土地再評価差額金の取崩								△16	△16	△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1	3,412	3,411	3,411
当中間期末残高	11,036	9,514	4,662	14,177	2,280	40,147	90	55,100	97,618	122,832

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,319	0	1,678	7,998	127,419
当中間期変動額					
剰余金の配当					△353
中間純利益					3,782
固定資産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					△16
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△6,555	0	16	△6,539	△6,539
当中間期変動額合計	△6,555	0	16	△6,539	△3,127
当中間期末残高	△236	0	1,695	1,459	124,291

## ■個別注記表（令和4年度中間期）

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建物	7年～50年
その他	3年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（10年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,666百万円であります。
  - (2) 役員賞与引当金  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
  - (4) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
  - (5) 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法  
為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益280百万円を計上しております。

#### 会計方針の変更

##### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

#### 注記事項

##### （中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 522百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,548百万円
危険債権額	26,428百万円
三月以上延滞債権額	1,726百万円
貸出条件緩和債権額	3,478百万円
合計額	36,183百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,800百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	139,772百万円
担保資産に対応する債務	
借用金	111,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保としてその他の資産16,333百万円及び預け金88百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金497百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、293,999百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが280,702百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 15,649百万円

8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,200百万円が含まれております。

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は24,389百万円であります。

#### （中間損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益146百万円及び株式等売却益2,305百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却154百万円、貸倒引当金繰入額1,052百万円及び株式等売却損300百万円を含んでおります。
- 「特別利益」は、固定資産処分益4百万円であります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損20百万円及び減損損失4百万円であります。
- 当中間期において、継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地1百万円及び建物3百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用店舗	徳島県内	4百万円

営業用店舗については、営業店（又は各グループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（又は各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

#### （税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,295百万円
減価償却費	641
有価証券評価損	246
その他有価証券評価差額金	193
未払事業税	109
その他	618
繰延税金資産小計	5,105
評価性引当額	△1,681
繰延税金資産合計	3,424
繰延税金負債	
退職給付関係	△523
固定資産圧縮積立金	△33
その他	△39
繰延税金負債合計	△596
繰延税金資産（負債）の純額	2,827百万円

#### （1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 1,610円80銭  
1株当たりの中間純利益 49円01銭

## 財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和4年11月22日

### 確認書

株式会社 徳島大正銀行  
取締役頭取 板東豊彦

私は、当行の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適切性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以上

## 損益の状況

### ■業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
業務粗利益	14,783		13,069	
業務粗利益率	1.24%		1.04%	
業務純益	5,572		4,757	
実質業務純益	5,482		4,101	
コア業務純益	5,245		6,095	
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	4,924		5,814	

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

### ■国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	12,141	1,341	(50)	12,288	3,162	(51)
			13,432			15,399
資金調達費用	307	60	(50)	255	84	(51)
			317			287
資金運用収支	11,834	1,280	13,114	12,033	3,077	15,111
役務取引等収益	2,304	16	2,320	2,441	16	2,458
役務取引等費用	894	8	903	888	10	899
役務取引等収支	1,409	7	1,417	1,552	6	1,559
その他業務収益	169	214	383	29	93	122
その他業務費用	42	89	132	118	3,606	3,724
その他業務収支	126	124	251	△88	△3,513	△3,601

(注) 1. ( ) は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。  
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

### ■役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,304	16	2,320	2,441	16	2,458
うち預金・貸出業務	865	—	865	989	—	989
うち為替業務	406	15	421	339	15	354
うち証券関連業務	599	—	599	472	—	472
うち代理業務	131	—	131	338	—	338
うち保護預り・貸金庫業務	24	—	24	23	—	23
うち保証業務	24	1	25	25	1	27
役務取引等費用	894	8	903	888	10	899
うち為替業務	63	8	72	28	10	38
役務取引等収支	1,409	7	1,417	1,552	6	1,559

### ■その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	169	214	383	29	93	122
うち外国為替売買益	—	17	17	—	—	—
うち商品有価証券売買益	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券売却益	167	196	364	28	93	121
うち国債等債券償還益	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品収益	1	—	1	1	—	1
うちその他の業務収益	—	—	—	—	—	—
その他業務費用	42	89	132	118	3,606	3,724
うち外国為替売買損	—	—	—	—	1,605	1,605
うち商品有価証券売買損	0	—	0	1	—	1
うち国債等債券売却損	38	89	127	113	2,000	2,114
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	4	—	4	2	—	2
その他業務収支	126	124	251	△88	△3,513	△3,601

**■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り**

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(188,312) 2,335,076	(50) 12,141	1.03	(233,510) 2,465,056	(51) 12,288	0.99
うち貸出金	1,660,655	10,472	1.25	1,734,835	10,606	1.21
うち商品有価証券	390	0	0.42	368	0	0.30
うち有価証券	251,542	1,489	1.18	260,278	1,411	1.08
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	233,815	128	0.10	233,694	218	0.18
資金調達勘定	2,355,621	307	0.02	2,485,584	255	0.02
うち預金	2,154,584	282	0.02	2,190,386	243	0.02
うち譲渡性預金	52,125	1	0.00	94,453	4	0.00
うちコールマネー	45,836	△1	△0.00	84,117	△8	△0.02
うち借入金	109,112	23	0.04	122,211	15	0.02

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	212,871	1,341	1.25	263,118	3,162	2.39
うち貸出金	101,580	694	1.36	115,052	1,363	2.36
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	108,749	643	1.17	145,503	1,793	2.45
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(188,312) 212,349	(50) 60	0.05	(233,510) 257,259	(51) 84	0.06
うち預金	23,931	11	0.09	23,654	30	0.25
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	2,359,635	13,432	1.13	2,494,665	15,399	1.23
うち貸出金	1,762,236	11,166	1.26	1,849,888	11,969	1.29
うち商品有価証券	390	0	0.42	368	0	0.30
うち有価証券	360,291	2,132	1.18	405,782	3,205	1.57
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	233,815	128	0.10	233,694	218	0.18
資金調達勘定	2,379,658	317	0.02	2,509,332	287	0.02
うち預金	2,178,516	293	0.02	2,214,040	274	0.02
うち譲渡性預金	52,125	1	0.00	94,453	4	0.00
うちコールマネー	45,836	△1	△0.00	84,117	△8	△0.02
うち借入金	109,112	23	0.04	122,211	15	0.02

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和3年度中間期84,354百万円、令和4年度中間期98,391百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度中間期6,369百万円、令和4年度中間期5,758百万円)及び利息(令和3年度中間期0百万円、令和4年度中間期0百万円)をそれぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和3年度中間期40百万円、令和4年度中間期34百万円)を控除して表示しております。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度中間期84,395百万円、令和4年度中間期98,426百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度中間期6,369百万円、令和4年度中間期5,758百万円)及び利息(令和3年度中間期0百万円、令和4年度中間期0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
4. ( )内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステーション取引に適用する方法)により算出しております。

**■受取利息・支払利息の分析**
**国内業務部門**

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1,235	△1,001	233	647	△500	147
うち貸出金	607	△537	69	453	△319	134
うち商品有価証券	0	△0	0	△0	△0	△0
うち有価証券	52	56	109	47	△125	△78
うちコールローン	—	△0	△0	—	—	—
うち預け金	47	7	54	△0	90	90
支払利息	32	△134	△101	13	△65	△51
うち預金	22	△120	△98	3	△42	△38
うち譲渡性預金	0	△2	△2	1	0	2
うちコールマネー	△0	3	3	△3	△2	△6
うち借入金	16	△21	△4	1	△9	△7

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

**国際業務部門**

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1	△324	△322	603	1,217	1,820
うち貸出金	147	△101	46	159	509	668
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	△126	△243	△369	453	697	1,150
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	0	△57	△57	14	8	23
うち預金	△13	△4	△18	△0	19	19
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	△37	△37	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

**合計**

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1,060	△1,150	△89	833	1,133	1,967
うち貸出金	747	△631	115	567	235	802
うち商品有価証券	0	△0	0	△0	△0	△0
うち有価証券	△74	△186	△260	359	712	1,072
うちコールローン	—	△0	△0	—	—	—
うち預け金	47	7	54	△0	90	90
支払利息	26	△186	△159	14	△44	△29
うち預金	18	△136	△117	4	△23	△19
うち譲渡性預金	0	△2	△2	1	0	2
うちコールマネー	0	△34	△33	△3	△2	△6
うち借入金	16	△21	△4	1	△9	△7

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

## 諸比率

### ■ 利益率

(単位：%)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
総資産経常利益率	0.40	0.39
資本経常利益率	8.00	8.38
総資産中間純利益率	0.30	0.28
資本中間純利益率	6.04	5.99

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 =  $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常(中間純)利益率 =  $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

### ■ 利鞘

(単位：%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.03	1.25	1.13	0.99	2.39	1.23
資金調達原価	0.80	0.11	0.80	0.73	0.11	0.73
総資金利鞘	0.23	1.14	0.33	0.26	2.28	0.50

### ■ 預貸率

(単位：%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	74.05	463.95	77.86	76.18	463.34	80.65
期中平均残高	75.25	424.46	79.00	75.92	486.38	80.13

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

### ■ 預証率

(単位：%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	11.94	503.80	16.76	10.96	626.49	18.07
期中平均残高	11.39	454.41	16.15	11.39	615.12	17.57

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## 預金

### ■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	2,168,939	22,404	2,191,344	2,180,513	26,788	2,207,302
流動性預金	1,169,706	—	1,169,706	1,176,228	—	1,176,228
定期性預金	997,292	—	997,292	999,726	—	999,726
その他預金	1,940	22,404	24,345	4,558	26,788	31,347
譲渡性預金	95,888	—	95,888	111,879	—	111,879
合計	2,264,827	22,404	2,287,232	2,292,393	26,788	2,319,181

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

### ■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	2,154,584	23,931	2,178,516	2,190,386	23,654	2,214,040
流動性預金	1,158,922	—	1,158,922	1,190,451	—	1,190,451
定期性預金	993,447	—	993,447	997,520	—	997,520
その他預金	2,215	23,931	26,146	2,413	23,654	26,068
譲渡性預金	52,125	—	52,125	94,453	—	94,453
合計	2,206,710	23,931	2,230,642	2,284,839	23,654	2,308,493

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### ■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間						合計
		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定期預金	令和3年度中間期	245,647	173,003	429,499	63,181	66,751	12,074	990,158
	令和4年度中間期	252,322	177,361	433,241	64,244	54,625	10,564	992,358
うち固定金利 定期預金	令和3年度中間期	245,630	173,003	429,493	63,163	66,731	12,074	990,097
	令和4年度中間期	252,301	177,361	433,238	64,232	54,613	10,564	992,311
うち変動金利 定期預金	令和3年度中間期	11	0	6	18	19	—	55
	令和4年度中間期	15	—	3	12	11	—	41

（注）1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

## 貸出金

### ■貸出金種類別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	139,359	56,225	195,584	132,443	87,241	219,685
証書貸付	1,312,762	47,722	1,360,484	1,393,083	36,882	1,429,966
当座貸越	221,869	—	221,869	218,214	—	218,214
割引手形	3,125	—	3,125	2,671	—	2,671
合計	1,677,116	103,947	1,781,064	1,746,413	124,124	1,870,537

### ■貸出金種類別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	143,001	53,226	196,228	134,916	75,542	210,458
証書貸付	1,302,061	48,353	1,350,415	1,369,976	39,509	1,409,486
当座貸越	212,172	—	212,172	226,720	—	226,720
割引手形	3,420	—	3,420	3,221	—	3,221
合計	1,660,655	101,580	1,762,236	1,734,835	115,052	1,849,888

（注）国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### ■貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	令和3年度中間期	373,523	283,320	195,271	151,338	
	令和4年度中間期	385,136	285,134	209,393	158,121	614,538	218,214	1,870,537
うち変動金利	令和3年度中間期		171,039	113,507	85,257	348,955	79,228	
	令和4年度中間期		172,700	123,489	88,222	396,792	83,770	
うち固定金利	令和3年度中間期		112,281	81,764	66,081	206,784	142,640	
	令和4年度中間期		112,433	85,904	69,898	217,745	134,443	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

### ■貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
有価証券	1,000	2,167
債権	15,762	16,656
商品	—	—
不動産	916,511	995,714
その他	7,779	8,111
小計	941,054	1,022,650
保証	353,142	361,574
信用	486,867	486,313
合計	1,781,064	1,870,537

### ■支払承諾見返の担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
有価証券	—	—
債権	392	223
商品	—	—
不動産	682	525
その他	—	—
小計	1,075	748
保証	142	112
信用	3,488	3,541
合計	4,706	4,402

**■貸出金業種別残高**

(単位：百万円、%)

業種別	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,781,064	100.00	1,870,537	100.00
製造業	87,865	4.93	88,626	4.73
農業、林業	4,908	0.27	4,498	0.24
漁業	233	0.01	324	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	4,600	0.25	4,260	0.22
建設業	101,616	5.70	107,409	5.74
電気・ガス・熱供給・水道業	31,581	1.77	35,716	1.90
情報通信業	13,200	0.74	14,919	0.79
運輸業、郵便業	187,910	10.55	209,471	11.19
卸売業、小売業	124,690	7.00	128,744	6.88
金融業、保険業	41,410	2.32	43,979	2.35
不動産業、物品賃貸業	602,324	33.81	636,263	34.01
各種サービス業	211,240	11.86	214,833	11.48
地方公共団体	58,213	3.26	57,888	3.09
その他	311,264	17.47	323,602	17.29
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,781,064		1,870,537	

**■貸出金の使途別残高**

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	1,000,912	56.19	1,079,131	57.69
運転資金	780,152	43.80	791,405	42.30
合計	1,781,064	100.00	1,870,537	100.00

**■中小企業等貸出状況**

(単位：百万円、件)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,576,264	1,655,365
総貸出金残高 ②	1,781,064	1,870,537
中小企業等貸出金比率 ①/②	88.50%	88.49%
中小企業等貸出先件数 ③	51,592	51,131
総貸出先件数 ④	51,887	51,437
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.43%	99.40%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

**■特定海外債権残高**

該当ありません。

**■貸倒引当金の内訳**

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期					令和4年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	7,131	7,042	—	7,131	7,042	6,999	6,343	—	6,999	6,343
個別貸倒引当金	5,404	5,493	457	4,946	5,493	5,602	7,048	262	5,340	7,048
合計	12,536	12,535	457	12,078	12,535	12,601	13,392	262	12,339	13,392

(注) 期中減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

**■貸出金償却額**

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期	令和4年度中間期
貸出金償却額	46	154

**■リスク管理債権額**

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期	区分	令和4年度中間期
破綻先債権額	671	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,548
延滞債権額	22,635	危険債権額	26,428
3ヵ月以上延滞債権額	16	三月以上延滞債権額	1,726
貸出条件緩和債権額	6,397	貸出条件緩和債権額	3,478
合計	29,721	合計	36,183
		正常債権額	1,864,376
部分直接償却実施額	6,563	部分直接償却実施額	5,666
貸出金残高(末残)	1,781,064	総与信残高(末残)	1,900,559

(注) リスク管理債権の定義は、40ページをご参照ください。

**■金融再生法に基づく資産の査定額**

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期	令和4年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,265	4,548
危険債権	18,178	26,428
要管理債権	6,414	5,205
小計 ①	29,858	36,183
正常債権	1,777,928	1,864,376
合計 ②	1,807,787	1,900,559
部分直接償却実施額	6,563	5,666
対象債権に占める比率 ①/②	1.65%	1.90%

(注) 1. 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

## 2. 金融再生法開示債権の定義

## (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

## (2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

## (3)要管理債権

三月以上延滞債権(令和3年度中間期については3ヵ月以上延滞債権)及び貸出条件緩和債権のこと。

## (4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

## 証券

### ■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
商品国債	101	74
商品地方債	288	293
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	390	368

### ■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	36,995	—	36,995	38,256	—	38,256
地方債	97,622	—	97,622	98,758	—	98,758
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	71,565	—	71,565	68,170	—	68,170
株式	29,458	—	29,458	15,496	—	15,496
その他の証券	34,874	112,876	147,750	30,573	167,830	198,403
うち外国債券	—	112,876	112,876	—	167,830	167,830
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	270,515	112,876	383,391	251,254	167,830	419,084

### ■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	38,281	—	38,281	41,410	—	41,410
地方債	91,038	—	91,038	102,615	—	102,615
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	70,254	—	70,254	67,721	—	67,721
株式	22,867	—	22,867	20,691	—	20,691
その他の証券	29,100	108,749	137,849	27,839	145,503	173,343
うち外国債券	—	108,749	108,749	—	145,503	145,503
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	251,542	108,749	360,291	260,278	145,503	405,782

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### ■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	令和3年度中間期	6,573	15,513	—	—	—	
	令和4年度中間期	12,363	3,029	—	—	—	22,862	—	38,256
地方債	令和3年度中間期	10,696	10,334	35,432	16,991	24,168	—	—	97,622
	令和4年度中間期	821	24,399	40,327	12,798	20,410	—	—	98,758
短期社債	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和3年度中間期	11,675	36,181	16,244	6,954	510	—	—	71,565
	令和4年度中間期	23,870	19,639	20,656	3,797	205	—	—	68,170
株式	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	29,458	29,458
	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	15,496	15,496
その他の証券	令和3年度中間期	3,452	10,327	16,731	16,546	73,169	—	27,522	147,750
	令和4年度中間期	780	28,253	14,214	5,867	125,753	—	23,535	198,403
うち外国債券	令和3年度中間期	3,233	8,475	14,052	15,357	71,756	—	—	112,876
	令和4年度中間期	210	25,345	11,991	4,895	125,386	—	—	167,830
うち外国株式	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—

## 時価等情報

### ■有価証券関係

#### 1. 満期保有目的の債券

該当ありません。

#### 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	328	328
関連法人等株式	—	—

#### 3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,388	10,872	5,516	5,966	3,545	2,421
	債券	96,965	96,089	875	51,927	51,512	414
	国債	27,124	26,787	337	15,393	15,286	107
	地方債	32,547	32,430	117	7,693	7,666	27
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	37,292	36,872	420	28,839	28,559	280
	その他	117,311	105,063	12,247	39,870	34,305	5,564
	小計	230,665	212,025	18,639	97,764	89,363	8,400
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,372	8,060	△687	4,023	4,516	△492
	債券	109,218	109,414	△196	153,257	155,893	△2,635
	国債	9,870	10,001	△130	22,862	24,831	△1,968
	地方債	65,074	65,128	△54	91,064	91,635	△570
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	34,273	34,284	△11	39,330	39,426	△95
	その他	28,959	29,750	△791	156,985	162,687	△5,702
小計	145,550	147,225	△1,675	314,266	323,097	△8,830	
合計	376,215	359,251	16,964	412,030	412,460	△429	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	5,368	5,177
組合出資金	1,478	1,547

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和3年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

令和4年度中間期における減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

### ■金銭の信託関係

#### 1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

#### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

### ■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
評価差額	16,964	△429
その他有価証券	16,964	△429
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	—	193
(△) 繰延税金負債	5,097	—
その他有価証券評価差額金	11,867	△236

## デリバティブ取引関係

### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取変動・支払固定	584	84	△3	△3	77	77	△0	△0
合計				△3	△3			△0	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

#### (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	139,564	252	△1,437	△1,437	244,365	68	△2,710	△2,710
	買建	2,112	251	69	69	14,909	65	483	483
合計				△1,367	△1,367			△2,226	△2,226

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

#### (3) 株式関連取引

該当ありません。

#### (4) 債券関連取引

該当ありません。

#### (5) 商品関連取引

該当ありません。

#### (6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

### 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	237	—	(注)	—	—	—	—
合計					—				—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

#### (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	441	—	△9	外貨建の貸出金	445	—	△44
合計					△9				△44

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

#### (3) 株式関連取引

該当ありません。

#### (4) 債券関連取引

該当ありません。

## 自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

### ■自己資本の構成に関する開示事項

#### 自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	117,249	123,872
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,218	25,218
うち、利益剰余金の額	92,384	99,052
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	353	398
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	373	326
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	373	326
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,051	6,350
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,051	6,350
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,800	1,200
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	364	241
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	463	340
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	127,302	132,332
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	845	601
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	845	601
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	30	7
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	2,070	2,199
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,946	2,808
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	124,355	129,523

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,465,235	1,530,836
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	197	207
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	197	207
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	55,706	56,691
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,520,941	1,587,527
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	8.17%	8.15%

**■ 定量的な開示事項（連結）**

■ その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

**■ 自己資本の充実度に関する事項**

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【資産（オン・バランス）項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	12,656	506	3,187	127
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,830	73	1,830	73
我が国の政府関係機関向け	1,699	67	1,115	44
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,264	210	5,189	207
法人等向け	758,785	30,351	800,916	32,036
中小企業等向け及び個人向け	230,290	9,211	240,116	9,604
抵当権付住宅ローン	49,776	1,991	51,869	2,074
不動産取得等事業向け	298,919	11,956	321,673	12,866
三月以上延滞等	1,479	59	1,319	52
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,462	178	4,811	192
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	26,357	1,054	15,294	611
（うち出資等のエクスポージャー）	26,357	1,054	15,294	611
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	31,491	1,259	32,399	1,295
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	8,955	358	9,434	377
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	22,536	901	22,964	918
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	27,127	1,085	21,595	863
（うちレック・スルー方式）	27,047	1,081	21,546	861
（うちマンデート方式）	79	3	49	1
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	197	7	207	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,450,339	58,013	1,501,526	60,061

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【オフ・バランス取引等項目】</b>				
原契約期間が1年以下のコミットメント	69	2	75	3
短期の貿易関連偶発債務	23	0	35	1
特定の取引に係る偶発債務	972	38	548	21
原契約期間が1年超のコミットメント	3,755	150	6,414	256
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,930	77	2,442	97
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	348	13	304	12
派生商品取引	3,118	124	7,795	311
オフ・バランス取引等 計	10,218	408	17,615	704
<b>【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)</b>	4,677	187	11,693	467
<b>【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】</b>	—	—	—	—
合計	1,465,235	58,609	1,530,836	61,233

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

**連結総所要自己資本の額**

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	58,609	61,233
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	2,228	2,267
合計	60,837	63,501

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度中間期					令和4年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	2,445,982	1,703,451	211,253	4,325	1,671	2,447,029	1,784,849	209,621	4,306	1,477
国外計	204,861	89,420	102,297	10,833	—	338,775	101,056	170,066	66,012	—
地域別合計	2,650,844	1,792,872	313,550	15,159	1,671	2,785,804	1,885,906	379,688	70,319	1,477
製造業	110,459	93,480	3,860	0	14	105,570	93,742	3,710	0	14
農業、林業	6,087	5,904	150	—	—	5,721	5,438	250	—	0
漁業	513	513	—	—	8	568	568	—	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	4,858	4,653	—	—	10	4,662	4,562	100	—	2
建設業	114,317	109,424	2,915	0	230	119,438	115,239	3,473	0	233
電気・ガス・熱供給・水道業	38,954	33,059	5,234	—	—	43,960	37,767	5,596	—	—
情報通信業	14,388	13,213	74	—	14	15,818	15,147	108	—	4
運輸業、郵便業	190,673	188,889	1,580	101	—	212,392	211,396	680	315	—
卸売業、小売業	135,522	129,608	4,290	2	398	137,697	133,295	4,036	2	369
金融業、保険業	573,035	40,532	61,442	15,050	—	560,789	43,755	57,639	69,995	—
不動産業、物品賃貸業	528,270	520,065	7,180	3	373	561,933	551,511	9,445	4	307
各種サービス業	230,421	224,944	3,559	—	102	235,101	230,466	3,612	—	127
地方公共団体	158,311	60,636	97,558	—	—	157,311	57,892	99,301	—	—
その他	545,029	367,946	125,702	—	516	624,838	385,121	191,733	—	409
業種別合計	2,650,844	1,792,872	313,550	15,159	1,671	2,785,804	1,885,906	379,688	70,319	1,477
1年以下	495,165	461,179	32,104	1,511	—	522,892	482,184	37,179	3,236	—
1年超3年以下	213,565	143,333	70,149	41	—	223,623	150,703	72,826	27	—
3年超5年以下	218,021	152,367	65,603	—	—	226,115	152,550	73,467	—	—
5年超7年以下	142,442	104,744	37,652	—	—	122,914	101,082	21,804	—	—
7年超10年以下	294,003	200,779	93,014	—	—	357,319	207,443	149,578	—	—
10年超	742,904	727,871	15,025	—	—	814,430	789,578	24,831	—	—
期間の定めのないもの	544,742	2,596	—	13,606	—	518,509	2,364	—	67,054	—
残存期間別合計	2,650,844	1,792,872	313,550	15,159	—	2,785,804	1,885,906	379,688	70,319	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度中間期	7,141	△90	7,051
	令和4年度中間期	7,007	△656	6,350
個別貸倒引当金	令和3年度中間期	5,463	91	5,554
	令和4年度中間期	5,660	1,445	7,106
特定海外債権引当勘定	令和3年度中間期	—	—	—
	令和4年度中間期	—	—	—
合計	令和3年度中間期	12,604	2	12,606
	令和4年度中間期	12,668	788	13,456

**個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳**

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,463	91	5,554	5,660	1,445	7,106
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,463	91	5,554	5,660	1,445	7,106
製造業	339	△40	299	386	7	393
農業、林業	97	△3	94	94	△91	3
漁業	1	△1	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	9	△4	5	0	2	2
建設業	269	23	292	239	119	359
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	52	△42	10	10	2	13
運輸業、郵便業	515	△197	318	319	△16	302
卸売業、小売業	919	△78	841	910	125	1,035
金融業、保険業	—	8	8	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	1,887	208	2,095	2,096	337	2,434
各種サービス業	760	99	859	896	945	1,842
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	610	119	729	703	14	718
業種別合計	5,463	91	5,554	5,660	1,445	7,106

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

**業種別の貸出金償却の額**

(単位：百万円)

業種別	令和3年度中間期	令和4年度中間期
製造業	7	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	8
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	63
卸売業、小売業	34	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	2	28
各種サービス業	1	54
地方公共団体	—	—
その他	0	1
合計	47	156

**リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	54,026	749,806	144,756	679,195
10%	—	80,846	—	78,242
20%	69,271	812	85,147	2,658
35%	—	142,183	—	148,171
50%	185,164	190	177,160	194
75%	—	263,112	—	278,802
100%	21,324	1,040,283	13,598	1,097,442
150%	—	659	839	524
250%	—	3,582	—	3,773
合計	329,787	2,281,475	421,502	2,289,006

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。  
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額  
 該当ありません。

## ■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
適格金融資産担保	40,777	75,606
適格保証又はクレジット・デリバティブ	217,322	208,451

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

### 派生商品取引

#### 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式（注）にて算出しております。

（注）カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して算出する方法です。

#### 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	7,730	50,484
グロスのアドオンの合計額 (B)	7,428	19,834
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案前） (C)	15,159	70,319
派生商品取引	15,159	70,319
外国為替関連取引	6,351	36,310
金利関連取引	117	307
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	8,689	33,701
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	32,629
適格金融資産担保	—	32,629
与信相当額（担保による信用リスク削減効果勘案後）	15,159	37,689

（注）原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

#### 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和3年度中間期	令和4年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	56,595	147,506
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	—	—
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	56,595	147,506

#### 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

### 長期決済期間取引

該当ありません。

**■証券化エクスポージャーに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

**オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項**

該当ありません。

**投資家である証券化エクスポージャーに関する事項**

該当ありません。

**■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

**中間連結貸借対照表計上額及び時価**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	24,377		10,489	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	6,910		6,718	
合計	31,287	31,287	17,208	17,208

**売却及び償却に伴う損益の額**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
売却に伴う損益の額	29	2,005
償却に伴う損益の額	△9	—

**中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	5,259	2,242
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

**■リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項**
**リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額** (単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
ルック・スルー方式	27,047	21,546
マンドート方式	79	49
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	27,127	21,595

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウエイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウエイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

**■金利リスクに関する事項**

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和3年度中間期	令和4年度中間期	令和3年度中間期	令和4年度中間期
1	上方パラレルシフト	7,741	3,483	8,761	8,859
2	下方パラレルシフト	572	—	8,616	8,940
3	スティープ化	2,462	1,416		
4	最大値	7,741	3,483	8,761	8,940
5	自己資本の額	令和3年度中間期 124,355		令和4年度中間期 129,523	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

## 自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

### ■自己資本の構成に関する開示事項

#### 自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	115,924	122,434
うち、資本金及び資本剰余金の額	25,213	25,213
うち、利益剰余金の額	91,064	97,618
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	353	398
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,042	6,343
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7,042	6,343
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,800	1,200
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	364	241
コア資本に係る基礎項目の額	125,130	130,219
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	845	601
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	845	601
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,718	1,888
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	2,564	2,489
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	122,566	127,729

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,460,678	1,525,748
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	197	207
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	197	207
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	53,808	54,812
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,514,487	1,580,560
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ)／(二))	8.09%	8.08%

**■ 定量的な開示事項（単体）**
**■ 自己資本の充実度に関する事項**

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【資産（オン・バランス）項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	12,656	506	3,187	127
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,830	73	1,830	73
我が国の政府関係機関向け	1,699	67	1,115	44
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,244	209	5,188	207
法人等向け	760,351	30,414	802,448	32,097
中小企業等向け及び個人向け	230,281	9,211	240,112	9,604
抵当権付住宅ローン	49,776	1,991	51,869	2,074
不動産取得等事業向け	298,919	11,956	321,673	12,866
三月以上延滞等	1,475	59	1,316	52
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	4,462	178	4,811	192
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	24,630	985	13,567	542
（うち出資等のエクスポージャー）	24,630	985	13,567	542
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	27,129	1,085	27,514	1,100
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	8,819	352	9,310	372
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー等）	18,309	732	18,203	728
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	27,127	1,085	21,595	863
（うちルック・スルー方式）	27,047	1,081	21,546	861
（うちマンドレート方式）	79	3	49	1
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	197	7	207	8
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
資産（オン・バランス）計	1,445,782	57,831	1,496,439	59,857

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【オフ・バランス取引等項目】</b>				
原契約期間が1年以下のコミットメント	69	2	75	3
短期の貿易関連偶発債務	23	0	35	1
特定の取引に係る偶発債務	972	38	548	21
原契約期間が1年超のコミットメント	3,755	150	6,414	256
信用供与に直接的に代替する偶発債務	1,930	77	2,442	97
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	348	13	304	12
派生商品取引	3,118	124	7,795	311
オフ・バランス取引等 計	10,218	408	17,615	704
<b>【CVAリスク相当額に係る額】</b> (簡便的リスク測定方式)	4,677	187	11,693	467
<b>【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】</b>	—	—	—	—
合計	1,460,678	58,427	1,525,748	61,029

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

**単体総所要自己資本の額**

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	58,427	61,029
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	2,152	2,192
合計	60,579	63,222

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

（単位：百万円）

	令和3年度中間期					令和4年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
	貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	2,441,362	1,705,017	211,242	4,325	1,622	2,441,954	1,786,381	209,616	4,306	1,428
国外計	204,861	89,420	102,297	10,833	—	338,775	101,056	170,066	66,012	—
地域別合計	2,646,224	1,794,438	313,539	15,159	1,622	2,780,729	1,887,438	379,682	70,319	1,428
製造業	108,372	93,480	3,860	0	14	103,483	93,742	3,710	0	19
農業、林業	6,087	5,904	150	—	—	5,721	5,438	250	—	0
漁業	513	513	—	—	8	568	568	—	—	8
鉱業、採石業、砂利採取業	4,858	4,653	—	—	10	4,662	4,562	100	—	2
建設業	114,317	109,424	2,915	0	230	119,438	115,239	3,473	0	233
電気・ガス・熱供給・水道業	38,954	33,059	5,234	—	—	43,960	37,767	5,596	—	—
情報通信業	14,388	13,213	74	—	14	15,818	15,147	108	—	—
運輸業、郵便業	190,673	188,889	1,580	101	—	212,392	211,396	680	315	—
卸売業、小売業	135,522	129,608	4,290	2	398	137,697	133,295	4,036	2	369
金融業、保険業	572,506	39,789	61,442	15,050	—	562,633	45,287	57,639	69,995	—
不動産業、物品賃貸業	528,307	520,065	7,180	3	373	561,969	551,511	9,445	4	307
各種サービス業	230,419	224,944	3,548	—	102	235,106	230,466	3,607	—	127
地方公共団体	158,311	60,636	97,558	—	—	157,311	57,892	99,301	—	—
その他	542,991	370,254	125,702	—	467	619,966	385,121	191,733	—	360
業種別合計	2,646,224	1,794,438	313,539	15,159	1,622	2,780,729	1,887,438	379,682	70,319	1,428
1年以下	496,619	462,745	32,093	1,511	—	524,416	483,716	37,173	3,236	—
1年超3年以下	213,565	143,333	70,149	41	—	223,623	150,703	72,826	27	—
3年超5年以下	218,021	152,367	65,603	—	—	226,115	152,550	73,467	—	—
5年超7年以下	142,442	104,744	37,652	—	—	122,914	101,082	21,804	—	—
7年超10年以下	294,003	200,779	93,014	—	—	357,319	207,443	149,578	—	—
10年超	742,904	727,871	15,025	—	—	814,430	789,578	24,831	—	—
期間の定めのないもの	538,668	2,596	—	13,606	—	511,910	2,364	—	67,054	—
残存期間別合計	2,646,224	1,794,438	313,539	15,159	—	2,780,729	1,887,438	379,682	70,319	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（単位：百万円）

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度中間期	7,131	△89	7,042
	令和4年度中間期	6,999	△655	6,343
個別貸倒引当金	令和3年度中間期	5,404	89	5,493
	令和4年度中間期	5,602	1,445	7,048
特定海外債権引当勘定	令和3年度中間期	—	—	—
	令和4年度中間期	—	—	—
合計	令和3年度中間期	12,536	△1	12,535
	令和4年度中間期	12,601	790	13,392

**個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳**

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,404	89	5,493	5,602	1,445	7,048
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,404	89	5,493	5,602	1,445	7,048
製造業	339	△40	299	386	7	393
農業、林業	97	△3	94	94	△91	3
漁業	1	△1	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	9	△4	5	0	2	2
建設業	269	23	292	239	119	359
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	52	△42	10	10	2	13
運輸業、郵便業	515	△197	318	319	△16	302
卸売業、小売業	919	△78	841	910	125	1,035
金融業、保険業	—	—	—	0	0	0
不動産業、物品賃貸業	1,887	208	2,095	2,096	337	2,434
各種サービス業	760	99	859	896	945	1,842
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	551	126	677	645	14	660
業種別合計	5,404	89	5,493	5,602	1,445	7,048

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

**業種別の貸出金償却の額**

(単位：百万円)

業種別	令和3年度中間期	令和4年度中間期
製造業	7	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	8
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	63
卸売業、小売業	34	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	2	28
各種サービス業	1	54
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	46	154

**リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	54,026	749,805	144,756	679,194
10%	—	80,846	—	78,242
20%	69,271	711	85,147	2,657
35%	—	142,183	—	148,171
50%	185,164	190	177,160	194
75%	—	263,100	—	278,796
100%	21,324	1,035,890	13,598	1,092,483
150%	—	659	839	524
250%	—	3,527	—	3,724
合計	329,787	2,276,916	421,502	2,283,990

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。

なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額  
該当ありません。

**■信用リスク削減手法に関する事項**

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
適格金融資産担保	40,777	75,606
適格保証又はクレジット・デリバティブ	217,322	208,451

**■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

**派生商品取引**
**派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式**

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式<sup>(注)</sup>にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

**派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	7,730	50,484
グロスのアドオンの合計額 (B)	7,428	19,834
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	15,159	70,319
派生商品取引	15,159	70,319
外国為替関連取引	6,351	36,310
金利関連取引	117	307
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	8,689	33,701
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	32,629
適格金融資産担保	—	32,629
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	15,159	37,689

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

**与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額**

(単位：百万円)

		令和3年度中間期	令和4年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	56,595	147,506
トータル・リターン・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	—	—
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	56,595	147,506

**信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

**長期決済期間取引**

該当ありません。

**■証券化エクスポージャーに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

**オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項**

該当ありません。

**投資家である証券化エクスポージャーに関する事項**

該当ありません。

**■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

**中間貸借対照表計上額及び時価**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	23,760		9,989	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	5,368		5,177	
合計	29,129	29,129	15,167	15,167

**売却及び償却に伴う損益の額**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
売却に伴う損益の額	29	2,005
償却に伴う損益の額	△5	—

**中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	4,828	1,928
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

**■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
ルック・スルー方式	27,047	21,546
マンドート方式	79	49
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	27,127	21,595

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

**■金利リスクに関する事項**

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和3年度中間期	令和4年度中間期	令和3年度中間期	令和4年度中間期
1	上方パラレルシフト	7,741	3,483	8,761	8,859
2	下方パラレルシフト	572	—	8,616	8,940
3	スティープ化	2,462	1,416		
4	最大値	7,741	3,483	8,761	8,940
		令和3年度中間期		令和4年度中間期	
5	自己資本の額	122,566		127,729	

## 連結決算の状況

### ■業績の状況（連結）

当中間連結会計期間（令和4年4月1日～令和4年9月30日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和により持ち直しの動きが見られましたが、一方で、緊迫するウクライナ情勢やインフレの長期化等により不確実性が高い状況が続いています。

当行の経営基盤であります香川県の経済につきましても、コロナによる経済活動の制限の解消を受けた消費回復への期待と同時に、原材料費や燃料価格の高騰の影響への懸念もあり、今後の動向を注視する必要があります。さらに、コロナ関連融資の返済が本格化していく中で、地域金融機関には一層の顧客支援が求められています。

当行では、資金繰りの支援のみならず、本業の収益力を高める支援も含め、お客さまに寄り添ったサポートを行ってまいりました。今後も金融仲介機能を十分に発揮して、地域金融機関としての責務を果たしてまいります。

このような環境のもと、当行はお客さまやトモニホールディングス株主の皆さまの力強いご支援をいただき、従業員一同、力を合わせ業績の伸展に努めました結果、当中間連結会計期間は次のような業績を収めることができました。

#### イ. 損益の状況

当中間連結会計期間における損益状況は、経常収益は前中間連結会計期間比360百万円増加の17,078百万円、経常費用は前中間連結会計期間比148百万円増加の12,897百万円となり、この結果、経常利益は前中間連結会計期間比212百万円増加の4,180百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間比225百万円増加の2,988百万円となりました。

#### ロ. 主要勘定の状況

当中間連結会計期間末における主要勘定残高の状況は、預金残高は、前連結会計年度末比316億円増加して1兆7,991億円となりました。貸出金残高は、前連結会計年度末比375億円増加し、1兆4,445億円となりました。有価証券残高は、引き続き効率的な運用とリスク管理のバランスに注意しながら取り組みました結果、前連結会計年度末比30億円増加し3,366億円となりました。なお、連結自己資本比率（国内基準）は9.50%となりました。

#### ハ. キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増等により32,601百万円のマイナス（前中間連結会計期間は31,666百万円のプラス）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出等により7,419百万円のマイナス（前中間連結会計期間5,252百万円のプラス）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い等により322百万円のマイナス（前中間連結会計期間は321百万円のマイナス）となりました。

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比40,339百万円減少して206,999百万円となりました。

## ■主要な経営指標等の推移（連結）

項 目	期 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度
		中間期	中間期	中間期		
連結経常収益	百万円	18,607	16,718	17,078	36,021	33,946
連結経常利益	百万円	2,904	3,968	4,180	5,978	8,165
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,156	2,763	2,988	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	4,323	5,584
連結中間包括利益	百万円	5,996	3,698	△3,804	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	9,376	1,600
連結純資産額	百万円	116,865	123,338	116,410	119,942	120,517
連結総資産額	百万円	1,936,632	2,056,168	2,059,226	1,994,320	2,049,974
1株当たり純資産額	円	1,517.82	1,601.75	1,515.72	1,557.12	1,570.48
1株当たり中間純利益	円	28.49	36.51	39.47	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	57.11	73.77
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.93	5.89	5.57	5.90	5.79
連結自己資本比率（国内基準）	%	9.53	9.63	9.50	9.67	9.59
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	121,765	31,666	△32,601	160,495	174
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,678	5,252	△7,419	△44,181	△5,629
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△733	△321	△322	△883	△1,063
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	263,133	290,453	206,999	253,854	247,338
従業員数	人	1,055	1,073	1,033	1,014	1,029
[外、平均臨時従業員数]	人	[177]	[168]	[149]	[174]	[165]

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。
- 当行は国内基準を採用しております。

## ■セグメント情報

### 1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当行グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

### 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

### 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

令和3年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	13,372	3,325	16,697	20	16,718	—	16,718
セグメント間の内部経常収益	39	27	67	133	200	△200	—
計	13,411	3,353	16,765	153	16,918	△200	16,718
セグメント利益又は損失(△)	3,994	△31	3,963	5	3,968	△0	3,968
セグメント資産	2,044,063	17,213	2,061,276	637	2,061,914	△5,745	2,056,168
セグメント負債	1,924,137	14,414	1,938,551	29	1,938,581	△5,751	1,932,829
その他の項目							
減価償却費	358	13	371	1	372	0	373
資金運用収益	10,149	8	10,157	0	10,157	△22	10,135
資金調達費用	279	43	322	—	322	△22	300
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	241	—	241	0	241	—	241
減損損失	214	—	214	—	214	—	214
税金費用	998	△50	947	1	949	0	949
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	△283	△12	△295	5	△290	1	△288

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△5,745百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△5,751百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△22百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△22百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

令和4年度中間期

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	13,696	3,360	17,057	20	17,078	—	17,078
セグメント間の内部経常収益	37	43	81	133	214	△214	—
計	13,734	3,404	17,139	153	17,292	△214	17,078
セグメント利益	4,095	84	4,179	1	4,181	△0	4,180
セグメント資産	2,047,449	17,216	2,064,665	644	2,065,310	△6,084	2,059,226
セグメント負債	1,934,277	14,208	1,948,486	31	1,948,517	△5,702	1,942,815
その他の項目							
減価償却費	403	13	416	1	418	0	419
資金運用収益	11,017	9	11,027	0	11,027	△21	11,005
資金調達費用	253	42	295	—	295	△21	274
特別利益	—	—	—	—	—	—	—
固定資産処分益	—	—	—	—	—	—	—
特別損失	130	—	130	—	130	—	130
減損損失	101	—	101	—	101	—	101
税金費用	1,024	△22	1,001	0	1,002	△0	1,002
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	△107	10	△97	△1	△99	△0	△99

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、設備管理業であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額△6,084百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額△5,702百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額0百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△21百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 税金費用の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

## ■リスク管理債権額（連結）

（単位：百万円）

区分	令和3年度中間期	区分	令和4年度中間期
破綻先債権額	1,518	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,444
延滞債権額	23,139	危険債権額	20,353
3ヵ月以上延滞債権額	27	三月以上延滞債権額	26
貸出条件緩和債権額	3,030	貸出条件緩和債権額	1,218
合計	27,715	合計	28,042
		正常債権額	1,448,522
部分直接償却実施額	3,678	部分直接償却実施額	3,669
貸出金残高（未残）	1,373,315	総与信残高（未残）	1,476,565

（注）1. 令和4年度中間期については、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2. 各年度におけるリスク管理債権の定義は以下のとおりです。

(1) 令和3年度中間期

①破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法などの開始の申立てがあったなどの事由に該当する債務者に対する貸出金のこと。

②延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金のこと。

③3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金のこと。

(2) 令和4年度中間期

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

③三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のこと。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金のこと。

⑤正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、①から④までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

## 中間連結財務諸表

### ■ 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
資産の部		
現金預け金	290,993	207,539
商品有価証券	95	81
金銭の信託	1,013	1,019
有価証券	326,707	336,692
貸出金	1,373,315	1,444,524
外国為替	4,445	9,238
リース債権及びリース投資資産	10,070	10,277
その他資産	24,764	22,273
有形固定資産	27,778	27,498
無形固定資産	92	404
退職給付に係る資産	2,535	2,897
繰延税金資産	66	3,088
支払承諾見返	3,754	3,257
貸倒引当金	△9,466	△9,568
資産の部合計	2,056,168	2,059,226

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
負債の部		
預金	1,736,415	1,799,195
譲渡性預金	29,100	28,300
債券貸借取引受入担保金	—	9,267
借入金	144,697	84,340
外国為替	0	10
その他負債	13,000	14,541
賞与引当金	313	317
役員賞与引当金	15	12
退職給付に係る負債	34	38
睡眠預金払戻損失引当金	131	96
偶発損失引当金	78	76
繰延税金負債	1,891	—
再評価に係る繰延税金負債	3,397	3,359
支払承諾	3,754	3,257
負債の部合計	1,932,829	1,942,815
純資産の部		
資本金	12,014	12,014
資本剰余金	9,263	9,402
利益剰余金	86,280	91,566
株主資本合計	107,557	112,983
その他有価証券評価差額金	6,899	△4,989
土地再評価差額金	6,432	6,349
退職給付に係る調整累計額	345	379
その他の包括利益累計額合計	13,677	1,739
非支配株主持分	2,103	1,687
純資産の部合計	123,338	116,410
負債及び純資産の部合計	2,056,168	2,059,226

## ■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
経常収益	16,718	17,078
資金運用収益	10,135	11,005
(うち貸出金利息)	(8,516)	(8,786)
(うち有価証券利息配当金)	(1,554)	(2,032)
役務取引等収益	2,469	2,433
その他業務収益	3,736	3,456
その他経常収益	378	182
経常費用	12,749	12,897
資金調達費用	300	274
(うち預金利息)	(273)	(212)
役務取引等費用	1,119	1,103
その他業務費用	3,236	3,730
営業経費	7,431	7,321
その他経常費用	662	467
経常利益	3,968	4,180
特別損失	241	130
税金等調整前中間純利益	3,727	4,050
法人税、住民税及び事業税	910	1,003
法人税等調整額	38	△0
法人税等合計	949	1,002
中間純利益	2,777	3,048
非支配株主に帰属する中間純利益	14	59
親会社株主に帰属する中間純利益	2,763	2,988

## ■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
中間純利益	2,777	3,048
その他の包括利益	920	△6,852
その他有価証券評価差額金	933	△6,835
退職給付に係る調整累計額	△12	△17
中間包括利益	3,698	△3,804
親会社株主に係る中間包括利益	3,680	△3,841
非支配株主に係る中間包括利益	17	37

## ■中間連結株主資本等変動計算書

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	12,014	9,263	83,773	105,050
当中間期変動額				
剰余金の配当			△302	△302
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,763	2,763
土地再評価差額金の取崩			46	46
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	2,506	2,506
当中間期末残高	12,014	9,263	86,280	107,557

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,969	6,478	358	12,806	2,085	119,942
当中間期変動額						
剰余金の配当						△302
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,763
土地再評価差額金の取崩						46
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	930	△46	△12	870	17	888
当中間期変動額合計	930	△46	△12	870	17	3,395
当中間期末残高	6,899	6,432	345	13,677	2,103	123,338

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	12,014	9,402	88,843	110,261
当中間期変動額				
剰余金の配当			△302	△302
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,988	2,988
土地再評価差額金の取崩			37	37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	2,722	2,722
当中間期末残高	12,014	9,402	91,566	112,983

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,823	6,386	396	8,606	1,649	120,517
当中間期変動額						
剰余金の配当						△302
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,988
土地再評価差額金の取崩						37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,812	△37	△17	△6,867	37	△6,829
当中間期変動額合計	△6,812	△37	△17	△6,867	37	△4,107
当中間期末残高	△4,989	6,349	379	1,739	1,687	116,410

## ■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,727	4,050
減価償却費	373	419
減損損失	214	101
貸倒引当金の増減(△)	△52	231
賞与引当金の増減額(△は減少)	8	1
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△18	△23
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△130	△140
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	2	3
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(△は減少)	△1	△2
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△7	△8
資金運用収益	△10,135	△11,005
資金調達費用	300	274
有価証券関係損益(△)	△325	177
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△11	△19
為替差損益(△は益)	△336	△7,435
固定資産処分損益(△は益)	26	28
貸出金の純増(△)減	△27,219	△37,433
預金の純増減(△)	13,730	31,681
譲渡性預金の純増減(△)	600	△700
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	42,705	△27,004
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	266	28
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	—	9,267
外国為替(資産)の純増(△)減	△496	△4,501
外国為替(負債)の純増減(△)	△13	1
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	△304	△63
資金運用による収入	10,178	10,944
資金調達による支出	△350	△283
その他	△157	333
小計	32,572	△31,076
法人税等の支払額	△906	△1,525
営業活動によるキャッシュ・フロー	31,666	△32,601
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△37,688	△32,595
有価証券の売却による収入	21,312	11,049
有価証券の償還による収入	19,923	14,580
金銭の信託の減少による収入	2,000	—
有形固定資産の取得による支出	△265	△344
有形固定資産の売却による収入	0	11
無形固定資産の取得による支出	△28	△120
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,252	△7,419
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△302	△302
リース債務の返済による支出	△18	△19
財務活動によるキャッシュ・フロー	△321	△322
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	3
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	36,598	△40,339
現金及び現金同等物の期首残高	253,854	247,338
現金及び現金同等物の中間期末残高	290,453	206,999

## ■連結注記表（令和4年度中間期）

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等
- |  |                |
|--|----------------|
|  | 2社             |
|  | トモニリース株式会社     |
|  | 香川ビジネスサービス株式会社 |
- (2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等

2社  
トモニカード株式会社  
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日

2社

### 会計方針に関する事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 17年～50年

その他 5年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,669百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### 6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

#### 9. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見込額を計上しております。

#### 10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 11. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

#### 12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 13. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

#### 14. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

#### 15. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間連結会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益242百万円を計上しております。

## 会計方針の変更

### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社の株式を除く) 207百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,444百万円
危険債権額	20,353百万円
三月以上延滞債権額	26百万円
貸出条件緩和債権額	1,218百万円
合計額	28,042百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,033百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	93,999百万円
貸出金	11,615百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	76,000百万円
債券貸借取引受入担保金	9,267百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産13,590百万円及び預け金31百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金230百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、194,227百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが182,321百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

13,473百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は28,006百万円であります。

**（中間連結損益計算書関係）**

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益56百万円及び株式等売却益60百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却9百万円及び株式等売却損28百万円を含んでおります。

3. 「特別損失」は、固定資産処分損28百万円及び減損損失101百万円であります。

4. 当中間連結会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地90百万円及び建物11百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼動資産	営業用土地	香川県内	80百万円
		愛媛県内	9百万円
	営業用建物	香川県内	10百万円
		愛媛県内	1百万円

稼動資産については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

**（中間連結株主資本等変動計算書関係）**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	75,688	—	—	75,688	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和4年5月13日 取締役会	普通株式	302百万円	4.00円	令和4年3月31日	令和4年6月10日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和4年11月11日 取締役会	普通株式	340百万円	利益剰余金	4.50円	令和4年9月30日	令和4年11月30日

**（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）**

現金及び現金同等物の期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	207,539百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	540百万円
現金及び現金同等物	206,999百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	81	81	—
(2) 金銭の信託	1,019	1,019	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	28,006	27,952	△53
その他有価証券(*1)	306,384	306,384	—
(4) 貸出金	1,444,524		
貸倒引当金(*2)	△9,107		
	1,435,417	1,433,426	△1,990
資産計	1,770,909	1,768,864	△2,044
(1) 預金	1,799,195	1,799,248	53
(2) 譲渡性預金	28,300	28,304	4
(3) 借用金	84,340	84,334	△6
負債計	1,911,835	1,911,887	51
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,167)	(2,167)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(2,167)	(2,167)	—

(\*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式(*1) (*2)	982
組合出資金(*3)	1,319

(\*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行ったものはありません。

(\*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,019	—	1,019
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債	81	—	—	81
その他有価証券				
国債・地方債等	34,135	62,773	—	96,909
社債	—	33,310	—	33,310
株式	16,541	—	—	16,541
その他	30,614	125,653	—	156,268
デリバティブ取引				
通貨関連	—	514	—	514
資産計	81,374	223,270	—	304,645
デリバティブ取引				
通貨関連	—	2,681	—	2,681
負債計	—	2,681	—	2,681

(\*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は3,355百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整額 (単位:百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額	投資信託の基 準価額を時価 とみなさいこ ととした額	期末 残高	当期の損益に計上した額の うち中間連結貸借対照表日 において保有する投資信託 の評価損益
	損益に計上	その他の包 括利益に計 上(*)					
2,275	—	47	1,032	3,355	—	3,355	—

(\*) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	27,952	27,952
貸出金	—	—	1,433,426	1,433,426
資産計	—	—	1,461,378	1,461,378
預金	—	1,799,248	—	1,799,248
譲渡性預金	—	28,304	—	28,304
借入金	—	76,000	8,334	84,334
負債計	—	1,903,553	8,334	1,911,887

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

## 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン（住宅ローン及び消費者ローン）については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## 負債

### 預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引については、割引現在価値等により算定した価額によっております。

観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報該当ありません。

### (有価証券関係)

#### 1. 満期保有目的の債券（令和4年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	15,920	16,047	127
	その他	—	—	—
	小計	15,920	16,047	127
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	12,085	11,904	△180
	その他	—	—	—
	小計	12,085	11,904	△180
合計		28,006	27,952	△53

2. その他有価証券（令和4年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,680	8,633	6,047
	債券	3,694	3,656	37
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	3,694	3,656	37
	その他	26,482	24,331	2,150
	小計	44,857	36,621	8,235
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,861	2,128	△267
	債券	126,525	128,690	△2,164
	国債	34,135	35,404	△1,268
	地方債	62,773	63,253	△479
	短期社債	—	—	—
	社債	29,616	30,032	△416
	その他	133,148	146,024	△12,875
	小計	261,535	276,843	△15,307
合計		306,392	313,464	△7,072

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において減損処理を行ったものではありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（令和4年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（令和4年9月30日現在）

該当ありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当中間連結会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
役務取引等収益	1,540
預金・貸出金業務	184
為替業務	383
証券関連業務	285
代理業務	54
保護預り・貸金庫業務	14
その他業務	617
顧客との契約から生じる経常収益	1,540
上記以外の経常収益	15,537

（注）役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額

1,515円72銭

1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益

39円47銭

## 単体決算の状況

### ■業績の状況（単体）

当中間会計期間（令和4年4月1日～令和4年9月30日）における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が増加したこと等により、前中間会計期間比323百万円増加して13,734百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益が増加したこと等により、前中間会計期間比551百万円増加して11,724百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、経費が減少したこと等により、前中間会計期間比658百万円増加して4,606百万円となりました。

経常利益は、前中間会計期間比101百万円増加して4,095百万円となり、中間純利益は、前中間会計期間比185百万円増加して2,940百万円となりました。

当中間会計期間末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比311億円増加して1兆8,283億円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、前事業年度末比265億円増加して1兆9,645億円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取組みました結果、前事業年度末比375億円増加して1兆4,490億円となりました。

なお、自己資本比率（国内基準）は9.47%となりました。

### ■主要な経営指標等の推移（単体）

項目	期別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和2年度	令和3年度
		中間期	中間期	中間期	令和2年度	令和3年度
経常収益	百万円	15,554	13,411	13,734	29,651	27,318
経常利益	百万円	2,811	3,994	4,095	5,784	8,023
中間純利益	百万円	2,131	2,755	2,940	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	4,270	5,541
資本金	百万円	12,014	12,014	12,014	12,014	12,014
発行済株式総数	千株	75,688	75,688	75,688	75,688	75,688
純資産額	百万円	114,240	119,925	113,171	116,544	117,328
総資産額	百万円	1,926,198	2,044,063	2,047,449	1,982,308	2,037,972
預金残高	百万円	1,686,462	1,737,492	1,800,099	1,723,666	1,768,252
貸出金残高	百万円	1,331,897	1,377,700	1,449,012	1,350,360	1,411,511
有価証券残高	百万円	278,583	326,583	337,025	327,308	333,878
1株当たり配当額	円	4.00	4.00	4.50	8.00	8.00
自己資本比率	%	5.93	5.86	5.52	5.87	5.75
単体自己資本比率（国内基準）	%	9.47	9.60	9.47	9.63	9.57
従業員数	人	1,003	1,017	973	963	975
[外、平均臨時従業員数]	人	[170]	[163]	[145]	[167]	[160]

（注）1. 自己資本比率は、中間（期末）純資産の部合計を中間（期末）資産の部の合計で除して算出しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

当行は国内基準を採用しております。

## 中間財務諸表

### ■ 中間貸借対照表

(資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
資産の部		
現金預け金	290,851	207,388
商品有価証券	95	81
金銭の信託	1,013	1,019
有価証券	326,583	337,025
貸出金	1,377,700	1,449,012
外国為替	4,445	9,238
その他資産	18,409	15,924
その他の資産	18,409	15,924
有形固定資産	27,718	27,417
無形固定資産	75	391
前払年金費用	2,038	2,352
繰延税金資産	—	3,187
支払承諾見返	3,754	3,257
貸倒引当金	△8,623	△8,847
資産の部合計	2,044,063	2,047,449

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (令和4年9月30日)
負債の部		
預金	1,737,492	1,800,099
譲渡性預金	29,100	28,300
債券貸借取引受入担保金	—	9,267
借入金	136,022	76,010
外国為替	0	10
その他負債	12,111	13,488
未払法人税等	866	915
リース債務	64	27
資産除去債務	130	129
その他の負債	11,050	12,415
賞与引当金	292	297
役員賞与引当金	15	12
睡眠預金払戻損失引当金	131	96
偶発損失引当金	78	76
繰延税金負債	1,740	—
再評価に係る繰延税金負債	3,397	3,359
支払承諾	3,754	3,257
負債の部合計	1,924,137	1,934,277
純資産の部		
資本金	12,014	12,014
資本剰余金	9,339	9,339
資本準備金	9,339	9,339
利益剰余金	85,280	90,484
利益準備金	2,674	2,674
その他利益剰余金	82,605	87,809
圧縮積立金	22	21
別途積立金	43,436	43,436
繰越利益剰余金	39,146	44,350
株主資本合計	106,634	111,837
その他有価証券評価差額金	6,859	△5,015
土地再評価差額金	6,432	6,349
評価・換算差額等合計	13,291	1,333
純資産の部合計	119,925	113,171
負債及び純資産の部合計	2,044,063	2,047,449

## ■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度中間期 (自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日)	令和4年度中間期 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
経常収益	13,411	13,734
資金運用収益	10,149	11,017
(うち貸出金利息)	(8,539)	(8,807)
(うち有価証券利息配当金)	(1,546)	(2,022)
役務取引等収益	2,454	2,415
その他業務収益	424	116
その他経常収益	383	184
経常費用	9,416	9,638
資金調達費用	279	253
(うち預金利息)	(273)	(212)
役務取引等費用	1,140	1,141
その他業務費用	177	639
営業経費	7,253	7,140
その他経常費用	566	464
経常利益	3,994	4,095
特別損失	241	130
固定資産処分損	—	28
減損損失	—	101
税引前中間純利益	3,753	3,965
法人税、住民税及び事業税	908	1,001
法人税等調整額	89	23
法人税等合計	998	1,024
中間純利益	2,755	2,940

## ■ 中間株主資本等変動計算書

令和3年度中間期（自 令和3年4月1日 至 令和3年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,014	9,339	9,339	2,674	23	43,436	36,646	82,781	104,135
当中間期変動額									
剰余金の配当							△302	△302	△302
中間純利益							2,755	2,755	2,755
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							46	46	46
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	2,499	2,498	2,498
当中間期末残高	12,014	9,339	9,339	2,674	22	43,436	39,146	85,280	106,634

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,930	6,478	12,408	116,544
当中間期変動額				
剰余金の配当				△302
中間純利益				2,755
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				46
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	929	△46	882	882
当中間期変動額合計	929	△46	882	3,381
当中間期末残高	6,859	6,432	13,291	119,925

令和4年度中間期（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,014	9,339	9,339	2,674	22	43,436	41,675	87,809	109,162
当中間期変動額									
剰余金の配当							△302	△302	△302
中間純利益							2,940	2,940	2,940
圧縮積立金の取崩					△0		0	—	—
土地再評価差額金の取崩							37	37	37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	△0	—	2,675	2,675	2,675
当中間期末残高	12,014	9,339	9,339	2,674	21	43,436	44,350	90,484	111,837

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,779	6,386	8,166	117,328
当中間期変動額				
剰余金の配当				△302
中間純利益				2,940
圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				37
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△6,794	△37	△6,832	△6,832
当中間期変動額合計	△6,794	△37	△6,832	△4,157
当中間期末残高	△5,015	6,349	1,333	113,171

## ■個別注記表（令和4年度中間期）

### 重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建物	17年～50年
その他	5年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,669百万円であります。
  - (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - (3) 役員賞与引当金  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
  - (4) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  

過去勤務費用	：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理
  - (5) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

- (6) 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. ヘッジ会計の方法  
為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当中間会計期間は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益242百万円を計上しております。

## 会計方針の変更

### （時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

## 注記事項

### （中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 932百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。
- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 6,157百万円  |
| 危険債権額              | 20,353百万円 |
| 三月以上延滞債権額          | 26百万円     |
| 貸出条件緩和債権額          | 1,218百万円  |
| 合計額                | 27,756百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,033百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |           |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産  |           |
| 有価証券        | 93,999百万円 |
| 貸出金         | 11,615百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |           |
| 借用金         | 76,000百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 9,267百万円  |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他の資産13,583百万円及び預け金31百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金223百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、196,227百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが184,321百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 13,361百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は28,006百万円であります。

**（中間損益計算書関係）**

- 「その他経常収益」には、償却債権取立益54百万円及び株式等売却益60百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却9百万円及び株式等売却損28百万円を含んでおります。
- 「特別損失」は、固定資産処分損28百万円及び減損損失101百万円であります。
- 当中間期において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地90百万円及び建物11百万円であります。

用途	種類	場所	金額（百万円）
稼動資産	営業用土地	香川県内	80
		愛媛県内	9
	営業用建物	香川県内	10
		愛媛県内	1

営業用店舗については、営業店（またはグループ店）毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店（または各グループ店）を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」又は、「売却予定額」に基づき評価しております。

**（税効果会計関係）**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,984百万円
有価証券評価損	109
減価償却費	335
未払事業税	76
その他有価証券評価差額金	2,286
その他	881
繰延税金資産小計	6,674
評価性引当額小計	△2,916
繰延税金資産合計	3,758
繰延税金負債	
退職給付関係	533
その他	37
繰延税金負債合計	571
繰延税金資産の純額	3,187百万円

**（1株当たり情報）**

1株当たりの純資産額	1,495円22銭
1株当たりの中間純利益	38円85銭

## 財務諸表に係る確認書

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月7日付金監第2835号）に基づく、当行の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

令和4年11月22日

### 確認書

株式会社 香川銀行  
取締役頭取 山田 径男

私は、当行の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表・中間連結財務諸表の適切性、及び中間財務諸表・中間連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以 上

## 損益の状況

### ■ 業務粗利益及び業務純益

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	国内業務部門	国際業務部門	国内業務部門	国際業務部門
業務粗利益	11,431		11,515	
業務粗利益率	1.16%		1.15%	
業務純益	4,541		4,520	
実質業務純益	4,206		4,398	
コア業務純益	3,948		4,606	
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	3,916		4,364	

(注) 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

### ■ 国内・国際業務部門別収支

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	9,607	553	(12)	10,017	1,012	(12)
			10,149			11,017
資金調達費用	272	18	(12)	207	58	(12)
			278			253
資金運用収支	9,335	534	9,870	9,810	954	10,764
役務取引等収益	2,446	8	2,454	2,405	9	2,415
役務取引等費用	1,136	4	1,140	1,134	7	1,141
役務取引等収支	1,310	3	1,314	1,271	2	1,273
その他業務収益	410	14	424	115	0	116
その他業務費用	152	24	177	310	328	639
その他業務収支	257	△10	247	△194	△327	△522

(注) 1. ( ) 内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(内書き)であります。  
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

### ■ 役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,446	8	2,454	2,405	9	2,415
うち預金・貸出業務	948	—	948	1,005	—	1,005
うち為替業務	444	7	451	374	8	383
うち証券関連業務	68	—	68	72	—	72
うち代理業務	57	—	57	54	—	54
うち保護預り・貸金庫業務	13	—	13	14	—	14
うち保証業務	48	0	49	50	1	51
役務取引等費用	1,136	4	1,140	1,134	7	1,141
うち為替業務	72	4	77	31	7	38
役務取引等収支	1,310	3	1,314	1,271	2	1,273

### ■ その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収益	410	14	424	115	0	116
うち外国為替売買益	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券売買益	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券売却益	171	14	186	102	0	103
うち国債等債券償還益	230	—	230	—	—	—
うち金融派生商品収益	6	—	6	7	—	7
うちその他の業務収益	1	—	1	5	0	5
その他業務費用	152	24	177	310	328	639
うち外国為替売買損	—	18	18	—	326	326
うち商品有価証券売買損	0	—	0	0	—	0
うち国債等債券売却損	152	6	158	310	1	312
うち国債等債券償還損	—	—	—	—	—	—
うち国債等債券償却	—	—	—	—	—	—
うち金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の業務費用	—	—	—	—	—	—
その他業務収支	257	△10	247	△194	△327	△522

## ■資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り

国内業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(82,986)	(12)		(110,860)	(12)	
	1,933,683	9,607	0.99	1,968,345	10,017	1.01
うち貸出金	1,328,349	8,309	1.24	1,371,485	8,404	1.22
うち商品有価証券	107	0	0.73	86	0	0.63
うち有価証券	264,658	1,222	0.92	264,702	1,414	1.06
うちコールローン	9,071	△0	△0.01	15,136	△1	△0.02
うち預け金	248,511	61	0.04	206,074	185	0.17
資金調達勘定	1,871,643	272	0.02	1,896,525	207	0.02
うち預金	1,736,169	266	0.03	1,773,519	201	0.02
うち譲渡性預金	28,908	5	0.03	26,814	5	0.03
うちコールマネー	830	—	—	1,584	△0	△0.00
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	6,638	0	0.01
うち借入金	107,061	0	0.00	88,939	—	—

国際業務部門

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	98,902	553	1.11	136,726	1,012	1.47
うち貸出金	41,244	229	1.11	56,478	403	1.42
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	50,351	323	1.28	70,470	607	1.72
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
資金調達勘定	(82,986)	(12)	0.03	(110,860)	(12)	0.08
	98,699	18		135,374	58	
うち預金	15,705	6	0.08	22,104	10	0.09
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	2,399	35	2.93
うち借入金	—	—	—	—	—	—

合計

(単位：百万円、%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,949,599	10,149	1.03	1,994,211	11,017	1.10
うち貸出金	1,369,593	8,539	1.24	1,427,963	8,807	1.23
うち商品有価証券	107	0	0.73	86	0	0.63
うち有価証券	315,009	1,545	0.97	335,173	2,022	1.20
うちコールローン	9,071	△0	△0.01	15,136	△1	△0.02
うち預け金	248,511	61	0.04	206,074	185	0.17
資金調達勘定	1,887,355	278	0.02	1,921,039	253	0.02
うち預金	1,751,875	273	0.03	1,795,624	212	0.02
うち譲渡性預金	28,908	5	0.03	26,814	5	0.03
うちコールマネー	830	—	—	1,584	△0	△0.00
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	9,037	35	0.78
うち借入金	107,061	0	0.00	88,939	—	—

- (注) 1. 「国内業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度中間期4,604百万円、令和4年度中間期4,951百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度中間期1,393百万円、令和4年度中間期1,000百万円)及び利息(令和3年度中間期0百万円、令和4年度中間期0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 「国際業務部門」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除することになっておりますが、令和3年度中間期、令和4年度中間期とも無利息預け金の平均残高、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息はございません。
3. 「合計」の資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度中間期4,604百万円、令和4年度中間期4,951百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度中間期1,393百万円、令和4年度中間期1,000百万円)及び利息(令和3年度中間期0百万円、令和4年度中間期0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
4. ( )内は「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であり、両部門合計ではそれぞれ相殺して記載しております。
5. 「国際業務部門」の外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法)により算出しております。

## ■受取利息・支払利息の分析

国内業務部門

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1,459	△1,928	△468	176	233	409
うち貸出金	345	△224	120	264	△169	94
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	183	△805	△621	0	191	192
うちコールローン	△0	—	△0	△0	△0	△0
うち預け金	46	△11	34	△38	161	123
支払利息	24	△89	△64	2	△67	△64
うち預金	17	△71	△54	4	△69	△64
うち譲渡性預金	0	△2	△2	△0	0	△0
うちコールマネー	—	—	—	△0	△0	△0
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	0	—	0
うち借入金	0	△0	△0	—	△0	△0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

国際業務部門

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	42	△62	△19	280	179	459
うち貸出金	28	△13	15	108	64	173
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	1	△36	△34	173	111	284
うちコールローン	—	—	—	—	—	—
うち預け金	—	—	—	—	—	—
支払利息	1	△5	△3	15	23	39
うち預金	1	△2	△0	3	0	3
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	35	—	35
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

合計

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	1,548	△2,033	△484	246	622	868
うち貸出金	376	△240	135	360	△92	267
うち商品有価証券	△0	△0	△0	△0	△0	△0
うち有価証券	196	△852	△655	121	355	476
うちコールローン	△0	—	△0	△0	△0	△0
うち預け金	46	△11	34	△38	161	123
支払利息	25	△90	△64	4	△30	△25
うち預金	18	△72	△54	5	△66	△61
うち譲渡性預金	0	△2	△2	△0	0	△0
うちコールマネー	—	—	—	△0	△0	△0
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	35	—	35
うち借入金	0	△0	△0	—	△0	△0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めて記載しております。

## 諸比率

### ■ 利益率

(単位：%)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
総資産経常利益率	0.39	0.40
資本経常利益率	6.73	7.08
総資産中間純利益率	0.27	0.28
資本中間純利益率	4.64	5.08

(注) 1. 総資産経常（中間純）利益率 =  $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{総資産（除く支払承諾見返）平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

2. 資本経常（中間純）利益率 =  $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times \frac{365}{183} \times 100$

### ■ 利鞘

(単位：%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	0.99	1.11	1.03	1.01	1.47	1.10
資金調達原価	0.79	0.16	0.79	0.76	0.19	0.76
総資金利鞘	0.20	0.95	0.24	0.25	1.28	0.34

### ■ 預貸率

(単位：%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	76.29	254.13	77.98	76.96	242.17	79.25
期中平均残高	75.25	262.60	76.90	76.17	255.50	78.35

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

### ■ 預証率

(単位：%)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末残高	15.68	311.08	18.48	14.59	291.58	18.43
期中平均残高	14.99	320.59	17.68	14.70	318.80	18.39

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## 預金

### ■預金科目別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,720,722	16,770	1,737,492	1,774,790	25,309	1,800,099
流動性預金	948,386	—	948,386	1,002,760	—	1,002,760
定期性預金	769,769	—	769,769	769,808	—	769,808
その他預金	2,566	16,770	19,336	2,221	25,309	27,530
譲渡性預金	29,100	—	29,100	28,300	—	28,300
合計	1,749,822	16,770	1,766,592	1,803,090	25,309	1,828,399

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

### ■預金科目別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	1,736,169	15,705	1,751,875	1,773,519	22,104	1,795,624
流動性預金	955,072	—	955,072	997,317	—	997,317
定期性預金	777,852	—	777,852	772,845	—	772,845
その他預金	3,243	15,705	18,949	3,357	22,104	25,461
譲渡性預金	28,908	—	28,908	26,814	—	26,814
合計	1,765,077	15,705	1,780,783	1,800,333	22,104	1,822,438

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### ■定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間						合計
		3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
定期預金	令和3年度中間期	176,265	150,504	317,331	46,911	49,717	17,805	758,537
	令和4年度中間期	182,228	148,093	329,995	51,323	33,611	13,018	758,273
うち固定金利 定期預金	令和3年度中間期	175,829	150,156	316,604	45,033	47,440	17,801	752,866
	令和4年度中間期	181,897	147,666	328,981	49,200	31,375	13,014	752,135
うち変動金利 定期預金	令和3年度中間期	436	348	727	1,878	2,277	4	5,671
	令和4年度中間期	331	427	1,014	2,123	2,236	4	6,137

（注）1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

2. 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

## 貸出金

### ■貸出金種類別残高（中間期末）

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	82,988	38	83,026	76,748	38	76,786
証書貸付	1,148,189	42,580	1,190,770	1,170,205	61,254	1,231,460
当座貸越	98,467	—	98,467	134,731	—	134,731
割引手形	5,435	—	5,435	6,033	—	6,033
合計	1,335,082	42,618	1,377,700	1,387,719	61,292	1,449,012

### ■貸出金種類別平均残高

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
手形貸付	80,641	38	80,679	77,720	38	77,758
証書貸付	1,147,521	41,206	1,188,727	1,160,928	56,440	1,217,369
当座貸越	94,775	—	94,775	127,107	—	127,107
割引手形	5,410	—	5,410	5,728	—	5,728
合計	1,328,349	41,244	1,369,593	1,371,485	56,478	1,427,963

（注）国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### ■貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	令和3年度中間期	157,810	120,054	122,066	70,387	
	令和4年度中間期	176,932	122,668	113,007	70,627	851,210	114,568	1,449,012
うち変動金利	令和3年度中間期		40,253	50,634	33,353	325,323	9,760	
	令和4年度中間期		39,352	50,940	32,208	347,394	9,032	
うち固定金利	令和3年度中間期		79,800	71,431	37,034	496,377	75,922	
	令和4年度中間期		83,316	62,066	38,418	503,815	105,536	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

### ■貸出金担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
有価証券	3,497	3,138
債権	4,827	4,759
商品	—	—
不動産	275,919	293,317
その他	—	—
小計	284,243	301,214
保証	537,864	547,137
信用	555,592	600,660
合計	1,377,700	1,449,012

### ■支払承諾見返の担保別内訳

（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
有価証券	—	—
債権	—	5
商品	—	—
不動産	69	55
その他	—	—
小計	69	61
保証	—	—
信用	3,685	3,196
合計	3,754	3,257

## ■貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

業種別	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,377,700	100.00	1,449,012	100.00
製造業	89,257	6.47	92,895	6.41
農業、林業	3,320	0.24	3,797	0.26
漁業	2,714	0.19	2,781	0.19
鉱業、採石業、砂利採取業	2,274	0.16	2,450	0.16
建設業	72,616	5.27	76,232	5.26
電気・ガス・熱供給・水道業	15,737	1.14	17,330	1.19
情報通信業	4,829	0.35	4,336	0.29
運輸業、郵便業	85,050	6.17	105,430	7.27
卸売業、小売業	105,603	7.66	113,843	7.85
金融業、保険業	25,375	1.84	24,745	1.70
不動産業、物品賃貸業	304,617	22.11	324,943	22.42
各種サービス業	185,735	13.48	190,505	13.14
地方公共団体	57,547	4.17	57,047	3.93
その他	423,020	30.70	432,671	29.85
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,377,700		1,449,012	

## ■貸出金の使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	840,955	61.04	893,163	61.63
運転資金	536,745	38.95	555,848	38.36
合計	1,377,700	100.00	1,449,012	100.00

## ■中小企業等貸出状況

(単位：百万円、件)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
中小企業等貸出金残高 ①	1,252,086	1,318,883
総貸出金残高 ②	1,377,700	1,449,012
中小企業等貸出金比率 ①/②	90.88%	91.01%
中小企業等貸出先件数 ③	61,462	61,547
総貸出先件数 ④	61,633	61,709
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	99.72%	99.73%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

## ■特定海外債権残高

該当ありません。

## ■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期					令和4年度中間期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4,200	3,865	—	4,200	3,865	4,129	4,006	—	4,129	4,006
個別貸倒引当金	4,547	4,758	359	4,188	4,758	4,467	4,841	88	4,379	4,841
合計	8,748	8,623	359	8,389	8,623	8,596	8,847	88	8,508	8,847

(注) 期中減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

## ■貸出金償却額

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期	令和4年度中間期
貸出金償却額	210	9

## ■リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期	区分	令和4年度中間期
破綻先債権額	1,179	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,157
延滞債権額	23,058	危険債権額	20,353
3ヵ月以上延滞債権額	27	三月以上延滞債権額	26
貸出条件緩和債権額	3,030	貸出条件緩和債権額	1,218
合計	27,295	合計	27,756
		正常債権額	1,453,297
部分直接償却実施額	3,678	部分直接償却実施額	3,669
貸出金残高(未残)	1,377,700	総与信残高(未残)	1,481,053

(注) リスク管理債権の定義は、96ページをご参照ください。

## ■金融再生法に基づく資産の査定額

(単位：百万円)

区分	令和3年度中間期	令和4年度中間期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7,065	6,157
危険債権	17,189	20,353
要管理債権	3,058	1,245
小計 ①	27,313	27,756
正常債権	1,379,697	1,453,297
合計 ②	1,407,010	1,481,053
部分直接償却実施額	3,678	3,669
対象債権に占める比率 ①/②	1.94%	1.87%

(注) 1. 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその他有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

### 2. 金融再生法開示債権の定義

#### (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のこと。

#### (2)危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のこと。

#### (3)要管理債権

三月以上延滞債権(令和3年度中間期については3ヵ月以上延滞債権)及び貸出条件緩和債権のこと。

#### (4)正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権のこと。

## 証券

### ■商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
商品国債	107	86
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	107	86

### ■有価証券種類別残高（中間期末）

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	24,066	—	24,066	34,135	—	34,135
地方債	66,812	—	66,812	62,773	—	62,773
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	82,405	—	82,405	61,316	—	61,316
株式	22,560	—	22,560	17,857	—	17,857
その他の証券	78,567	52,170	130,737	87,144	73,798	160,942
うち外国債券	—	52,170	52,170	—	73,798	73,798
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	274,413	52,170	326,583	263,226	73,798	337,025

### ■有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
国債	27,233	—	27,233	32,193	—	32,193
地方債	66,092	—	66,092	63,444	—	63,444
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	87,221	—	87,221	63,973	—	63,973
株式	13,499	—	13,499	12,356	—	12,356
その他の証券	70,612	50,351	120,963	92,734	70,470	163,205
うち外国債券	—	50,351	50,351	—	70,470	70,470
うち外国株式	—	—	—	—	—	—
合計	264,658	50,351	315,009	264,702	70,470	335,173

(注) 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### ■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	期間							期間の定め のないもの	合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超			
国債	令和3年度中間期	—	—	—	—	20,083	3,982	—	24,066	
	令和4年度中間期	—	—	—	—	19,682	14,453	—	34,135	
地方債	令和3年度中間期	3,413	1,803	13,072	26,319	22,204	—	—	66,812	
	令和4年度中間期	897	9,317	12,309	32,979	7,269	—	—	62,773	
短期社債	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債	令和3年度中間期	17,117	18,426	25,691	10,524	10,645	—	—	82,405	
	令和4年度中間期	7,464	19,908	20,819	8,451	4,673	—	—	61,316	
株式	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	22,560	22,560	
	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	17,857	17,857	
その他の証券	令和3年度中間期	5,784	20,733	16,969	17,746	33,798	9,492	26,211	130,737	
	令和4年度中間期	7,795	22,225	27,368	11,739	62,296	7,178	22,339	160,942	
うち外国債券	令和3年度中間期	5,034	19,643	10,383	4,763	11,391	952	—	52,170	
	令和4年度中間期	7,409	18,445	16,363	8,298	22,339	941	—	73,798	
うち外国株式	令和3年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和4年度中間期	—	—	—	—	—	—	—	—	

## 時価等情報

### ■有価証券関係

#### 1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	15,647	15,809	162	15,920	16,047	127
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	15,647	15,809	162	15,920	16,047	127
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	9,131	9,023	△108	12,085	11,904	△180
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	9,131	9,023	△108	12,085	11,904	△180
合計		24,779	24,833	54	28,006	27,952	△53

#### 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社・子法人等株式	—	—	—	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	338	758
関連法人等株式	15	15

#### 3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,627	10,269	7,358	14,302	8,509	5,793
	債券	96,004	95,692	312	3,694	3,656	37
	国債	17,057	16,990	66	—	—	—
	地方債	50,953	50,875	77	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	27,993	27,826	167	3,694	3,656	37
	その他	78,806	74,597	4,208	26,482	24,331	2,150
	小計	192,438	180,559	11,878	44,479	36,497	7,982
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,660	3,947	△286	1,861	2,128	△267
	債券	52,501	52,791	△289	126,525	128,690	△2,164
	国債	7,009	7,035	△25	34,135	35,404	△1,268
	地方債	15,859	15,878	△18	62,773	63,253	△479
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	29,632	29,877	△245	29,616	30,032	△416
その他	50,706	52,198	△1,491	133,148	146,024	△12,875	
	小計	106,868	108,936	△2,068	261,535	276,843	△15,307
合計		299,306	289,495	9,810	306,014	313,340	△7,325

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	918	918
組合出資金	1,225	1,311

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

#### 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

令和3年度中間期において減損処理を行ったものはありません。

令和4年度中間期における減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間期末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

### ■金銭の信託関係

#### 1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

#### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

### ■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。（単位：百万円）

種類	令和3年度中間期	令和4年度中間期
評価差額	9,810	△7,302
その他有価証券	9,810	△7,302
その他の金銭の信託	—	—
(+) 繰延税金資産	—	2,286
(△) 繰延税金負債	2,951	—
その他有価証券評価差額金	6,859	△5,015

## デリバティブ取引関係

#### 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

##### (1) 金利関連取引

該当ありません。

##### (2) 通貨関連取引

（単位：百万円）

区分	種類	令和3年度中間期				令和4年度中間期			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
店頭	為替予約								
	売建	22,760	—	△348	△348	48,356	—	△2,681	△2,681
	買建	—	—	—	—	1,939	—	514	514
合計				△348	△348			△2,167	△2,167

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 区分処理を行うべき複合金融商品（債券）で組込デリバティブを合理的に区分して測定することができないものについては、当該複合金融商品全体を時価評価し、126ページ「その他有価証券」に含めて記載しております。

##### (3) 株式関連取引

該当ありません。

##### (4) 債券関連取引

該当ありません。

##### (5) 商品関連取引

該当ありません。

##### (6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

#### 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

## 自己資本の充実の状況（連結）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間連結会計年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

### ■自己資本の構成に関する開示事項

#### 自己資本の構成及び連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	107,255	112,643
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,277	21,417
うち、利益剰余金の額	86,280	91,566
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	302	340
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	345	379
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	345	379
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,989	4,146
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,989	4,146
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,327	873
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	585	309
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	113,502	118,352
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	63	280
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	63	280
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	92	70
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,763	2,015
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,919	2,366
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	111,583	115,986

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,116,640	1,177,292
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,691	5,367
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,500	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,191	5,367
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	41,897	42,962
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,158,538	1,220,254
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	9.63%	9.50%

## ■ 定量的な開示事項（連結）

■ その他金融機関等（告示第29条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

## ■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【資産（オン・バランス）項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,040	41	1,095	43
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	269	10	100	4
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	761	30	2,120	84
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,334	333	11,665	466
法人等向け	488,166	19,526	527,328	21,093
中小企業等向け及び個人向け	263,273	10,530	275,015	11,000
抵当権付住宅ローン	42,818	1,712	35,523	1,420
不動産取得等事業向け	207,132	8,285	222,619	8,904
三月以上延滞等	327	13	400	16
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,854	274	6,683	267
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	15,323	612	11,744	469
（うち出資等のエクスポージャー）	15,323	612	11,744	469
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	41,868	1,674	39,109	1,564
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,500	100	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,836	193	4,562	182
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	34,531	1,381	34,547	1,381
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	28,733	1,149	28,454	1,138
（うちレック・スルー方式）	28,733	1,149	28,293	1,131
（うちマンデート方式）	—	—	161	6
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,191	207	5,367	214
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,500	△60	—	—
資産（オン・バランス）計	1,108,647	44,345	1,167,279	46,691

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【オフ・バランス取引等項目】</b>				
原契約期間が1年以下のコミットメント	419	16	419	16
短期の貿易関連偶発債務	119	4	175	7
特定の取引に係る偶発債務	97	3	53	2
原契約期間が1年超のコミットメント	3,875	155	5,703	228
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,697	107	2,106	84
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	313	12	622	24
オフ・バランス取引等 計	7,522	300	9,080	363
<b>【CVAリスク相当額に係る額】 (簡便的リスク測定方式)</b>	470	18	933	37
<b>【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】</b>	—	—	—	—
合計	1,116,640	44,665	1,177,292	47,091

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

### 連結総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	44,665	47,091
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	1,675	1,718
合計	46,341	48,810

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度中間期					令和4年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)			三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)			三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)
		貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)			貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)	
国内計	2,064,953	1,379,377	316,049	245	677	2,005,122	1,450,774	269,566	1,054	626
国外計	45,424	3,002	41,897	—	—	69,929	4,004	65,085	—	—
地域別合計	2,110,378	1,382,380	357,947	245	677	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	626
製造業	127,654	94,244	24,679	—	1	121,323	96,666	17,754	—	196
農業、林業	4,066	3,736	330	—	4	4,286	4,256	30	—	7
漁業	4,162	3,378	730	—	0	4,161	3,431	730	—	4
鉱業、採石業、砂利採取業	2,274	2,274	—	—	—	2,450	2,450	—	—	—
建設業	86,002	79,710	5,969	—	23	88,177	83,414	4,562	—	7
電気・ガス・熱供給・水道業	18,603	16,437	934	—	—	21,156	18,925	999	—	—
情報通信業	10,381	5,162	4,520	—	—	9,431	4,712	4,415	—	—
運輸業、郵便業	93,111	88,104	4,856	—	—	113,509	108,544	4,776	—	0
卸売業、小売業	117,081	108,874	7,024	—	52	125,306	117,077	7,519	—	3
金融業、保険業	57,270	16,734	34,022	245	93	69,996	19,635	38,708	1,024	72
不動産業、物品賃貸業	312,540	303,154	9,293	—	229	330,914	321,153	9,729	—	41
各種サービス業	209,211	201,743	7,115	—	27	215,944	208,350	7,513	—	79
地方公共団体	140,797	57,635	83,117	—	—	126,445	57,122	69,288	—	—
その他	927,221	401,187	175,352	—	242	841,947	409,036	168,623	29	212
業種別合計	2,110,378	1,382,380	357,947	245	677	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	626
1年以下	281,972	244,869	37,083	—	—	298,190	284,470	13,709	—	—
1年超3年以下	163,956	122,097	41,825	—	—	181,170	131,928	49,198	—	—
3年超5年以下	190,175	119,229	70,917	—	—	180,329	112,350	67,956	—	—
5年超7年以下	148,998	70,424	78,545	—	—	168,176	70,657	97,481	—	—
7年超10年以下	312,206	191,487	120,692	—	—	282,155	202,246	79,897	—	—
10年超	638,475	630,679	7,794	—	—	674,370	649,680	24,680	—	—
期間の定めのないもの	374,592	3,592	1,088	245	—	290,658	3,444	1,728	1,054	—
残存期間別合計	2,110,378	1,382,380	357,947	245	—	2,075,052	1,454,778	334,651	1,054	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度中間期	4,368	△379	3,989
	令和4年度中間期	4,267	△121	4,146
個別貸倒引当金	令和3年度中間期	5,150	327	5,477
	令和4年度中間期	5,069	352	5,421
特定海外債権引当勘定	令和3年度中間期	—	—	—
	令和4年度中間期	—	—	—
合計	令和3年度中間期	9,519	△53	9,466
	令和4年度中間期	9,336	232	9,568

**個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳**

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	5,150	327	5,477	5,069	351	5,421
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	5,150	327	5,477	5,069	351	5,421
製造業	445	187	632	987	480	1,468
農業、林業	7	118	125	118	0	119
漁業	24	54	78	80	△66	14
鉱業、採石業、砂利採取業	524	△8	516	515	11	527
建設業	486	44	530	534	7	542
電気・ガス・熱供給・水道業	1	—	1	1	2	3
情報通信業	187	△4	183	155	△0	155
運輸業、郵便業	211	△3	208	188	1	190
卸売業、小売業	477	37	514	534	△7	527
金融業、保険業	14	4	18	17	△0	17
不動産業、物品賃貸業	737	△282	455	469	△67	402
各種サービス業	1,383	69	1,452	808	7	815
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	649	111	760	656	△17	638
業種別合計	5,150	327	5,477	5,069	351	5,421

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

**業種別の貸出金償却の額**

(単位：百万円)

業種別	令和3年度中間期	令和4年度中間期
製造業	0	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	44	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	19	—
運輸業、郵便業	2	—
卸売業、小売業	50	4
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	15	0
各種サービス業	78	5
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	210	9

**リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	7,707	650,705	23,881	515,645
10%	—	76,175	—	88,937
20%	52,556	—	71,863	1,000
35%	—	122,339	—	101,495
40%	500	—	500	—
50%	138,681	54	126,450	34
70%	500	—	500	—
75%	—	308,630	—	325,101
100%	8,704	711,295	4,666	770,734
150%	—	173	650	236
250%	—	1,934	—	1,824
合計	208,650	1,871,309	228,514	1,805,010

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。  
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、適用します。
2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額  
 該当ありません。

## ■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
適格金融資産担保	25,049	36,165
適格保証又はクレジット・デリバティブ	202,728	193,766

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

### 派生商品取引

#### 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式<sup>(注)</sup>にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

#### 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	284	703
グロスのアドオンの合計額 (B)	1,283	2,291
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	1,568	2,994
派生商品取引	1,568	2,994
外国為替関連取引	348	1,186
金利関連取引	302	239
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	917	1,568
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	—
適格金融資産担保	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	1,568	2,994

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

#### 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

		令和3年度中間期	令和4年度中間期
クレジット・デリバティブの種類			
クレジット・デフォルト・スワップ	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	10,596	16,412
合計	プロテクションの購入	—	—
	プロテクションの提供	10,596	16,412

#### 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

### 長期決済期間取引

該当ありません。

### ■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

### オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

### 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

### ■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

### 中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	21,702		16,541	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	982		982	
合計	22,685	22,685	17,524	17,524

### 売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
売却に伴う損益の額	35	△1
償却に伴う損益の額	—	—

### 中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	7,361	5,779
中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

## ■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
ルック・スルー方式	77,659	94,312
マンデート方式	—	536
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	77,659	94,848

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンデート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンデート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

## ■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和3年度中間期	令和4年度中間期	令和3年度中間期	令和4年度中間期
1	上方パラレルシフト	11,912	12,173	7,823	7,543
2	下方パラレルシフト	—	—	85	229
3	スティープ化	5,363	5,070		
4	最大値	11,912	12,173	7,823	7,543
5	自己資本の額	令和3年度中間期 111,583		令和4年度中間期 115,986	

- (注) 当行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であること等の理由から、当行グループの金利リスク量計測の対象としておりません。

## 自己資本の充実の状況（単体）

当行は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号、自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、中間事業年度の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づいて、算出しております。

また、当行は、国内基準を適用のうえ信用リスク・アセットの額の算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットの額を算出する手法のことです。

### ■自己資本の構成に関する開示事項

#### 自己資本の構成及び単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	106,331	111,497
うち、資本金及び資本剰余金の額	21,353	21,353
うち、利益剰余金の額	85,280	90,484
うち、自己株式の額（△）	—	—
うち、社外流出予定額（△）	302	340
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,865	4,006
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,865	4,006
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,327	873
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	111,524	116,377
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	52	272
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	52	272
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,417	1,636
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,470	1,908
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	110,053	114,469

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,105,121	1,165,905
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,691	5,366
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,500	—
うち、上記以外に該当するものの額	5,191	5,366
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	40,878	41,952
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,146,000	1,207,857
単体自己資本比率		
単体自己資本比率 ((ハ)／(二))	9.60%	9.47%

■ 定量的な開示事項（単体）

■ 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額（単位：百万円）

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【資産（オン・バランス）項目】</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,040	41	1,095	43
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	269	10	100	4
地方公共団体金融機構向け	49	1	49	1
我が国の政府関係機関向け	761	30	2,120	84
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,306	332	11,635	465
法人等向け	492,885	19,715	532,010	21,280
中小企業等向け及び個人向け	263,273	10,530	275,015	11,000
抵当権付住宅ローン	42,818	1,712	35,523	1,420
不動産取得等事業向け	207,132	8,285	222,619	8,904
三月以上延滞等	316	12	390	15
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,854	274	6,683	267
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	15,488	619	12,330	493
（うち出資等のエクスポージャー）	15,488	619	12,330	493
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	25,503	1,020	22,495	899
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	2,500	100	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,638	185	4,342	173
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,364	734	18,153	726
証券化	—	—	—	—
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—
（うち非S T C 要件適用分）	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	28,733	1,149	28,454	1,138
（うちルック・スルー方式）	28,733	1,149	28,293	1,131
（うちマンドレート方式）	—	—	161	6
（うち蓋然性方式（250%））	—	—	—	—
（うち蓋然性方式（400%））	—	—	—	—
（うちフォールバック方式（1250%））	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,191	207	5,366	214
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,500	△60	—	—
資産（オン・バランス）計	1,097,128	43,885	1,155,891	46,235

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>【オフ・バランス取引等項目】</b>				
原契約期間が1年以下のコミットメント	419	16	419	16
短期の貿易関連偶発債務	119	4	175	7
特定の取引に係る偶発債務	97	3	53	2
原契約期間が1年超のコミットメント	3,875	155	5,703	228
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,697	107	2,106	84
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—	—	—
派生商品取引	313	12	622	24
オフ・バランス取引等 計	7,522	300	9,080	363
<b>【CVAリスク相当額に係る額】</b> (簡便的リスク測定方式)	470	18	933	37
<b>【中央清算機関関連エクスポージャーに係る額】</b>	—	—	—	—
合計	1,105,121	44,204	1,165,905	46,636

(注) 所要自己資本額＝リスク・アセット×4%

#### 単体総所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	令和3年度中間期	令和4年度中間期
	所要自己資本額	所要自己資本額
信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク (標準的手法)	44,204	46,636
オペレーショナル・リスク (基礎的手法)	1,635	1,678
合計	45,840	48,314

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度中間期					令和4年度中間期				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)			信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高(注3)				
		貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		貸出金等(注1)	債券	派生商品取引(注2)		
国内計	2,052,797	1,383,763	316,049	245	596	1,993,248	1,455,262	269,566	1,054	549
国外計	45,424	3,002	41,897	—	—	69,929	4,004	65,085	—	—
地域別合計	2,098,221	1,386,765	357,947	245	596	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	549
製造業	127,654	94,244	24,679	—	1	121,323	96,666	17,754	—	196
農業、林業	4,066	3,736	330	—	4	4,286	4,256	30	—	7
漁業	4,162	3,378	730	—	0	4,161	3,431	730	—	4
鉱業、採石業、砂利採取業	2,274	2,274	—	—	—	2,450	2,450	—	—	—
建設業	86,002	79,710	5,969	—	23	88,177	83,414	4,562	—	7
電気・ガス・熱供給・水道業	18,603	16,437	934	—	—	21,156	18,925	999	—	—
情報通信業	10,381	5,162	4,520	—	—	9,431	4,712	4,415	—	—
運輸業、郵便業	93,111	88,104	4,856	—	—	113,509	108,544	4,776	—	0
卸売業、小売業	117,081	108,874	7,024	—	52	125,306	117,077	7,519	—	3
金融業、保険業	57,600	16,734	34,022	245	93	70,747	19,635	38,708	1,024	72
不動産業、物品賃貸業	317,345	307,959	9,293	—	229	335,689	325,928	9,729	—	41
各種サービス業	209,221	201,743	7,115	—	27	215,954	208,350	7,513	—	79
地方公共団体	140,797	57,635	83,117	—	—	126,445	57,122	69,288	—	—
その他	909,919	400,768	175,352	—	162	824,537	408,750	168,623	29	135
業種別合計	2,098,221	1,386,765	357,947	245	596	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	549
1年以下	282,232	245,129	37,083	—	—	298,535	284,815	13,709	—	—
1年超3年以下	165,521	123,662	41,825	—	—	182,620	133,378	49,198	—	—
3年超5年以下	193,155	122,209	70,917	—	—	183,309	115,330	67,956	—	—
5年超7年以下	148,998	70,424	78,545	—	—	168,176	70,657	97,481	—	—
7年超10年以下	312,206	191,487	120,692	—	—	282,155	202,246	79,897	—	—
10年超	638,475	630,679	7,794	—	—	674,370	649,680	24,680	—	—
期間の定めのないもの	357,631	3,173	1,088	245	—	274,009	3,157	1,728	1,054	—
残存期間別合計	2,098,221	1,386,765	357,947	245	—	2,063,178	1,459,266	334,651	1,054	—

- (注) 1. 貸出金、貸出金に係る未収金・仮払金、コミットメント及びその他の派生商品以外のオフ・バランス取引であります。
2. 派生商品取引は与信相当額ベースであります。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャーであります。
4. 中間期末残高は当期のリスク・ポジションから大幅に乖離していないため、期中平均残高は記載しておりません。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

種類	期別	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	令和3年度中間期	4,200	△335	3,865
	令和4年度中間期	4,129	△123	4,006
個別貸倒引当金	令和3年度中間期	4,547	211	4,758
	令和4年度中間期	4,467	374	4,841
特定海外債権引当勘定	令和3年度中間期	—	—	—
	令和4年度中間期	—	—	—
合計	令和3年度中間期	8,748	△125	8,623
	令和4年度中間期	8,596	251	8,847

**個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳**

(単位：百万円)

地域別・業種別	令和3年度中間期			令和4年度中間期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	4,547	211	4,758	4,467	373	4,841
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,547	211	4,758	4,467	373	4,841
製造業	445	187	632	987	480	1,468
農業、林業	7	118	125	118	0	119
漁業	24	54	78	80	△66	14
鉱業、採石業、砂利採取業	524	△8	516	515	11	527
建設業	486	44	530	534	7	542
電気・ガス・熱供給・水道業	1	—	1	1	2	3
情報通信業	187	△4	183	155	△0	155
運輸業、郵便業	211	△3	208	188	1	190
卸売業、小売業	477	37	514	534	△7	527
金融業、保険業	14	4	18	17	△0	17
不動産業、物品賃貸業	737	△282	455	469	△67	402
各種サービス業	1,383	69	1,452	808	7	815
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	45	△4	41	54	3	58
業種別合計	4,547	211	4,758	4,467	373	4,841

(注) 一般貸倒引当金は地域別及び業種別の区分ごとの算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

**業種別の貸出金償却の額**

(単位：百万円)

業種別	令和3年度中間期	令和4年度中間期
製造業	0	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	44	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	19	—
運輸業、郵便業	2	—
卸売業、小売業	50	4
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	15	0
各種サービス業	78	5
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	210	9

**リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高**

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	7,707	650,704	23,881	515,644
10%	—	76,175	—	88,937
20%	52,415	—	71,712	1,000
35%	—	122,339	—	101,495
40%	500	—	500	—
50%	138,681	33	126,450	15
70%	500	—	500	—
75%	—	308,630	—	325,101
100%	8,704	700,013	4,666	759,607
150%	—	173	650	236
250%	—	1,855	—	1,737
合計	208,509	1,859,926	228,363	1,793,774

- (注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーであります。  
 なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、  
 2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれています。

告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額  
 該当ありません。

## ■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
適格金融資産担保	25,135	36,259
適格保証又はクレジット・デリバティブ	202,728	193,766

## ■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引については、記載しておりません。

### 派生商品取引

#### 派生商品取引の与信相当額算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式<sup>(注)</sup>にて算出しております。

(注) カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込み額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して算出する方法です。

#### 派生商品取引のグロス再構築コストの額及び与信相当額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
グロス再構築コストの額の合計額 (A)	284	703
グロスのアドオンの合計額 (B)	1,283	2,291
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案前) (C)	1,568	2,994
派生商品取引	1,568	2,994
外国為替関連取引	348	1,186
金利関連取引	302	239
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	917	1,568
(A) + (B) - (C)	—	—
担保の額	—	—
適格金融資産担保	—	—
与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	1,568	2,994

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は除いております。

#### 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
クレジット・デリバティブの種類		
クレジット・デフォルト・スワップ		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	10,596	16,412
合計		
プロテクションの購入	—	—
プロテクションの提供	10,596	16,412

#### 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いるクレジット・デリバティブの想定元本額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
信用リスク削減手法として用いたクレジット・デリバティブ	—	—

### 長期決済期間取引

該当ありません。

### ■証券化エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる証券化エクスポージャーについては、記載しておりません。

また、オフ・バランス取引による証券化エクスポージャーは該当ありません。

### オリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

### 投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

### ■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーのうち、個々の資産の把握が困難な資産に含まれる出資等又は株式等エクスポージャーについては、記載しておりません。

### 中間貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度中間期		令和4年度中間期	
	中間貸借対照表計上額	時価	中間貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	21,288		16,164	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,272		1,692	
合計	22,560	22,560	17,857	17,857

### 売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
売却に伴う損益の額	35	△1
償却に伴う損益の額	—	—

### 中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額等

(単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
中間貸借対照表で認識され、かつ中間損益計算書で認識されない評価損益の額	7,071	5,526
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

## ■リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 (単位：百万円)

	令和3年度中間期	令和4年度中間期
ルック・スルー方式	77,659	94,312
マンドート方式	—	536
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—
合計	77,659	94,848

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットを算出し足し上げ信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
2. 「マンドート方式」とは、当該エクスポージャーの運用基準 (マンドート) に基づき、資産構成を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが400%以下である蓋然性が高いことを疎明した場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。
5. 「フォールバック方式 (1250%)」とは、上記1. 2. 3. 4. の方式が適用できない場合に、信用リスク・アセットの額を算出する方式であります。

## ■金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和3年度中間期	令和4年度中間期	令和3年度中間期	令和4年度中間期
1	上方パラレルシフト	11,912	12,173	7,823	7,543
2	下方パラレルシフト	—	—	85	229
3	スティープ化	5,363	5,070		
4	最大値	11,912	12,173	7,823	7,543
		令和3年度中間期		令和4年度中間期	
5	自己資本の額	110,053		114,469	

## トモニホールディングス 株式会社

香川県高松市亀井町7番地1 TEL(087)812-0102  
<https://www.tomon-yhd.co.jp/>

## 株式会社 徳島大正銀行

徳島県徳島市富田浜1丁目41番地 TEL(088)623-3111  
<https://www.tokugin.co.jp/>

## 株式会社 香川銀行

香川県高松市亀井町6番地1 TEL(087)861-3121  
<https://www.kagawabank.co.jp/>

### 発行／令和5年1月

- 本資料は銀行法第21条及び第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
- 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は、様々な要因により大きく異なる可能性があります。